

令和5年第2回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

令和5年6月8日（木曜日）午前9時02分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	15番 鈴木久夫君
16番 藤江徹君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 成瀬千恵子君
総務部長 林保克君	参事(税務担当) 稲熊公孝君
住民子ども部長 三浦正義君	健康福祉部長 山本晴彦君
参事(健康保健担当) 金澤一徳君	環境経済部長 鳥居靖久君
建築部長 内田守君	上下水道部長 石川正樹君
消防長 小山哲夫君	教育部長 菅沼秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局長 大須賀龍二君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りします。

本日、議場において、議会だより用の写真撮影をするため、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定

しました。

写真撮影は、質問者を随時撮りますので、よろしくお願いいたします。

ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 林 保克君 登壇〕

○総務部長（林 保克君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

このたびの台風2号の影響による6月2日の水害発生に対しまして、昨日、岡崎市から応援職員の派遣要請がございました。本町といたしましては、西三河災害時相互応援協定に基づきまして、職員1名を派遣いたします。なお、派遣は、本日8日のみでございます。応援内容につきましては、床上・床下浸水の被害状況の把握でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

〔総務部長 林 保克君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、御報告いたします。

大竹副町長は、台風2号の影響による災害への対応として、国土交通省災害復旧要望へ出席のため、本日の会議を欠席する届出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時02分

○議長（藤江 徹君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 長谷川 進君及び6番 岩本知帆君を指名します。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定によって、質問時間は1人30分以内とし、質問回数制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

改めて申し上げます。

一般質問は、論点や争点を明確にするために、一問一答方式で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告順に従い、質問を許します。

初めに、6番、岩本知帆君の質問を許します。

6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

平時における大規模災害時の準備状況について質問いたします。

静岡県駿河湾から九州の日向灘にかけてつながるプレート境界、南海トラフで起きる巨大地震について、国は、2012年に被害想定を発表しました。マグニチュード9クラスの大規模地震で、各地を震度7の激しい揺れや大津波が襲い、死者は、最悪の場合、32万3,000人という想定です。この国の被害想定は、南海トラフの想定震源域が一気に全てずれ動いた、全割れを前提としています。

近年、実際に起きています大規模地震は、国が想定しています全割れではなく、プレートの半分が先に揺れる半割れが多いというデータがあり、半割れの場合は、1回目の地震の後、まだずれ動いてない領域で地震が発生、マグニチュード8クラスの巨大地震が相次ぐ地震となります。

この半割れは、地震や津波で大きな被害が出ている地域の救出や支援、復旧活動をしている間に被害が出ていなかった別の地域でも地震が発生するため、復旧活動の途中で2度にわたって激しい揺れや大津波に襲われる地域もあるほか、他県からの救助や医療支援の手が十分に行き届かなくなり、被害の長期化が懸念されます。

そこで、お伺いします。南海トラフ地震時における幸田町の被害想定をお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 南海トラフ地震時における幸田町の被害想定は、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで、過去に実際に発生したものを参考としております。冬の夕方18時、風速毎秒5メートルの条件の下での被害想定で、揺れ・液状化による住宅の全半壊が約1,400棟、火災による焼失が約10棟、建物倒壊による死傷者が約230人、また、地震発生直後のライフライン被害につきましては、電力が約90%、上水道が約95%、下水道が65%、都市ガスが約50%、LPガスが約10%、固定電話や携帯電話の通信網が約80%から90%に及ぶものと想定をされております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。幸田町内でも、住宅の全半壊合わせて1,400棟、死傷者は230人ほどの被害が想定されていることが分かりました。

日本は、地震大国と言われるぐらい、地震は多く発生しております。この二、三カ月でも、日本全国で震度4以上の地震は頻発しており、さらに近年の大規模地震は、阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震と複数の大きな地震が発生しております。ここ、三河では、1945年に三河地震が起きております。

これらの大地震の教訓から、最悪の想定を少しでも減らすために、防災や減災という事前のできる環境づくりについて、様々な情報が各市町村の広報や防災イベント、書籍やSNSなど、媒体も様々なものを用いて発信されています。

町長は、公約の6つの備えの中に、災害時への備えを掲げております。令和3年には、

幸田町安全テラスセンター24が開設されました。

そこで、問います。幸田町安全テラスセンター24では、人のつながりを生み、支え合う地域社会を育てるを基本指針としておりますが、その基本指針に沿った年間の具体的活動を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 幸田町安全テラスセンター24では、災害に強い人づくりを目指し、防災を学び、実践し続ける道場として、啓発・普及活動を行うとともに、災害時に迅速に正しく活動できる体制づくりを推進するため、基本方針の下、住民一人一人が我が事に思い、備え、行動できるよう、防災意識・防災力の向上を図り、災害に強い町となるよう活動しております。

令和5年度の事業計画等につきましては、次のように考えております。

第一に、地区防災の防災力及び意識向上の推進といたしまして、1点目として、各区防災訓練や組織編成、自主防災組織、防災資機材等の支援。2点目として、災害対策研修会及び防災リーダー養成研修の実施。3点目として、防災協定を締結する事業所等との防災普及啓発の連携。

第二といたしまして、家庭や女性を対象とした防災対策の推進といたしまして、1点目として、スーパーと連携した防災啓発イベントの実施。2点目として、女性の視点を重視した研修の推進。

第三に、防災教育の推進といたしまして、1点目として、小中学校での防災学習支援、地震体験車体験の実施。2点目として、小中学校教職員や保育園等の職員を対象とする防災研修会の開催。

このほか、今年度、特に力を入れていきたい項目といたしまして、災害時避難行動要支援者対策と、幸田町安全テラスセンター24の活動の周知がございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。防災教室や防災の普及活動、各地の防災力を上げるための支援といった活動をされていることが分かりました。

毎年、防災リーダー養成研修や災害対策研修会が行われており、参加者は区長、地域安全女性推進員、女性消防クラブ員、自主防災組織の役員など、様々な立場の方がリーダーとして学べる機会は重要と考えます。引き続き、様々な年代へ防災に強い人づくりの活動をお願いいたします。

次に、大規模災害時には、建物の倒壊や半壊により自宅での生活が困難となり、避難所での生活を余儀なくされる状況が発生します。幸田町でも、南海トラフ地震では、建物への被害は全半壊合わせて1,400棟と想定がなされており、町内の各施設で避難所が開設されることが予測されます。

そこで、お伺いします。町内の各施設での避難所開設について、誰が行う想定でしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 南海トラフ地震のような大規模な地震の際は、基幹的避難所となる6小学校、3中学校、幸田高校へ連絡調整員となる職員を派遣する予定としており、

開設については、職員主導で行う予定ではありますが、職員だけでは手が足りないため、集まった避難者にも協力を要請してまいります。そのほかの避難所につきましては、全てに職員を派遣することは困難であるため、基本的には各コミュニティの住民の皆様で開設をしていただくこととなります。

本町では、各コミュニティの住民の皆様にも、避難所開設が行えるよう、令和2年の7月、避難所運営マニュアルを含む文房具などの資機材の入った避難所開設セットをお配りし、防災の研修会や地区の防災訓練において、避難所の開設方法を御説明しております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。大規模災害時の避難所開設については、基幹的避難所は役場職員主導で、各コミュニティは住民の皆さんが行っていく想定であることが分かりました。

次に、幸田町内には、高齢者のみ世帯や障害があり自力で避難が難しい方、幼いお子さんが数名おり、時間帯によっては避難の手助けが必要な方など、避難をする際に手助けが必要な要支援者がおります。

そこでお伺いします。幸田町における要支援者の把握状況についてお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 要支援者の把握に当たりましては、次の方を対象としてリストアップしております。

第一に、65歳以上の独り暮らし高齢者又は65歳以上の人で構成される高齢者のみ世帯。

第二として、要介護3以上の認定者で、在宅の方。

第三として、在宅で第1種身体障害、第1種知的障害者、戦傷病者手帳をお持ちの方。

第四として、精神障害者、難病患者で、一定の支援が必要な方。

以上の方を対象としまして、希望者を災害時避難行動要支援者として、本町健康福祉部の福祉課において登録をしております。なお、今年4月1日現在の災害時避難行動要支援者の登録数は、2,845人となっております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。幸田町が把握している要支援者について分かりました。

次に、要支援者の状況について、救護者やリーダーを担う区長など地域の取りまとめ役などとなる方との情報共有はされているのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 地域の取りまとめ役であります区長様に対しては、情報共有をしております。総務部防災安全課から各区長様へ、区ごとの災害時避難行動要支援者名簿と、支援対象者と浸水想定区域及び土砂災害警戒区域を重ね合わせた地図をお配りしております。なお、個人情報の取り扱いには十分注意し、各区との情報共有を行ってまいります。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。個人情報ではありますが、災害時に地域で要支援者を支えるためには、情報の共有は必要であると考えます。引き続き、個人情報の取扱いに注意しながら、各区との密な連携をお願いいたします。

先日、他の市の防災会議に関わる機会があり、そこで、全盲の団体代表の方のお話をお聞きしました。その方は、災害があっても私を避難所に避難させないでください。私は全盲ですが、今住んでいます自宅でしたら、トイレにも自分で行けますし、生活ができます。しかし、避難所の環境では、トイレに行くにも必ず誰かの助けが必要になります。半壊の自宅でも、自宅で生活をしたいのです。ただ、この考えは私個人の考えであり、災害のある方、一人一人がどうしたいのかは異なりますので、ぜひ、平時のときに一人一人確認をしてあげてくださいとお話をされておりました。

これは、近年、各市町村で進めております災害時避難行動要支援者の個別避難計画に当たるかと思えます。

そこでお伺いします。幸田町における個別避難計画について、取り入れ状況などをお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 個別避難計画につきましては、災害時避難行動要支援者名簿に登録されている方に対し、作成することが努力義務とされております。

本町の取組といたしましては、令和4年度市場区をモデル地区として、避難行動要支援者個別避難計画検討会を実施し、個別避難計画書の様式案を作成するとともに、土砂災害警戒区域にお住まいの方に対して、実際に個別避難計画を作成し、避難訓練を実施いたしました。

実際の訓練を通じまして、対象者の安否確認や避難支援について、改めて地域のサポートがあって初めて個別計画が動くのだということを痛感いたしました。今後も避難が必要な方に対し、各地区の自主防災会等と連携し、取組を進めていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。個別避難計画を実際に実施するためには、地域の皆さんの協力が不可欠なことが分かりました。ぜひ、幸田町全体で個別避難計画を進めていく際は、地域の住民の皆様の共助が重要であることについても一緒に周知をし、取組を進めていただきたいと思います。

次に、幸田町内には、避難時に救護者となれる資格や技術を持っている方が一定数おられます。一例ですが、避難所で活躍できる医師・看護師などの医療職や保育士などは、現職から退いていても活躍できる方々です。そのほかにも、防災士など、防災の知識を持った方や、災害時に役割を担える技術や知識を持った方が幸田町に在住されております。

そこでお伺いします。救護者になり得る資格や技術を持った方の把握はされておりますでしょうか。もし把握されていない場合は、今後、把握する予定はありますか、お聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 現在のところ、救護者になる資格や技術を持った方についての把握はしておりませんし、登録のほうも行っておりません。ほかの自治体での取組事例といたしまして、県外になりますが、愛媛県の東温市、神奈川県茅ヶ崎市、秋田県横手市、佐賀県の武雄市の事例がございます。

この登録資格につきましては、保健衛生職としまして、看護師、准看護師、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士。福祉職といたしまして、作業療法士、理学療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、視覚障害者ガイドヘルパー、手話通訳者など。介護職といたしましては、介護福祉士、介護支援専門員などとなっております。

今後、これらの先進事例の調査、また本町各部局との情報交換等を行いまして、災害時の協力要請についての手法を研究していきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。いつ来るか分からない災害ですので、ぜひ早急に検討をお願いいたします。

次に、先に質問しました避難所開設について、各コミュニティ施設は区の住民によって開設をしていく想定ですが、避難所を開設する際に役立つ避難所開設スタートセットが、芦谷地区では独自でそのようなセットが準備されているとお聞きしました。災害時に必ず区長や知識のある方が初めに来られるとは限りません。また、地域の防災意識を高めるためにも、誰が来ても対応できる避難所開設スタートセットを地区のコミュニティ施設に設置し、住民誰でも避難所の開設に関わることができるように周知していくのはどうでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 誰でも対応できる避難所開設スタートセットについては、必要性を認識しており、現在、各コミュニティへの設置を進める方向で考えており、設置に当たっては、防災研修会や各地区の防災訓練等において説明し、周知を行っていきたいと考えております。

今、導入を考えているものは、ファーストミッションボックスと呼ばれるものでありまして、災害が発生したとき、誰でもすぐに救助活動を取るための行動指針書であります。この意味におきまして、さきの御質問で私から答弁をさせていただきました、現在、各地域へお配りしている避難所開設につきましては、避難所開設に必要な資機材でありますので、別のものとなります。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。ぜひ早急にファーストミッションボックスを設置し、避難所開設時の備えと、町民一人一人の防災意識の向上に向けた広報、幅広い周知をお願いいたします。

次に、住民の方と防災について話す中で、幸田町には防災倉庫がたくさんあり、物資の備蓄はたくさんあるのよね、いや、自分の住んでいる場所の近くの避難所が分からないなど、自助の防災意識が高いとは言えない方も一定数おります。避難物資はたくさんあり、災害時には十分に配布されるだろうという認識には、情報不足による認識違いもあるかと考えます。

幸田町から防災に対する情報発信を個別の安全対策や備蓄などの自助、地域住民として活動する共助に加え、幸田町として行う公助の視点からも、各年代が認識することができる方法で発信することによって、多くの住民の皆さんが現状を理解し、行動に移すことで、結果的に幸田町全体の防災力を高めることができるのではないのでしょうか。幸田町としてできる公助は限られております。何ができるかを明確に住民に共有することで、自助・共助の必要性についても理解が深まり、行動に移せるかと考えます。

そこで、お伺いします。幸田町、安全テラスセンター２４の活動として、幅広い年代層に情報提供をしていくための周知活動はどのようなことを行っていく予定でしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 防災の普及啓発に関しましては、保育園や小学生、中学生へは、学校等で実施される防災教室等での啓発。高齢者の方につきましては、福祉施設等を利用して、高齢者講話等の開催、また、町内スーパーで買物をされる方への啓発等を行っております。今後につきましても、こうした啓発機会を増やすとともに、幅広い年代層ということでございますので、町のインスタグラムの更新回数を上げていくこと、さらには今年度導入が決まっておりますラインの活用による啓発を行うなど、検討していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） ６番、岩本君。

○６番（岩本知帆君） ありがとうございます。現在も積極的に行っていただいております各教室に加え、インスタグラムや公式ラインによる啓発を行っていただけることが分かりました。各媒体の特色を生かし、様々な年代に届く情報発信をお願いいたします。

さらに防災意識を高めるために、個人への働きかけも大切ですが、地域全体での防災意識を高めることも重要です。住む場所のハザードマップや防災計画、地元の特化した課題や要望などを話し合える機会は大切かと考えます。コロナ感染症流行中には中止や縮小になっていました住民による区での防災活動も再開しておりますので、各地区で多くの住民への知識の普及や活動への協力もお願いいたします。繰り返しになりますが、災害に強いまち幸田町にするためには、今以上に住民一人一人が自助・共助・公助について考えてもらう機会が大切かと思えます。幸田町安全テラスセンター２４による地域住民への知識習得の場の提供と、様々な年代、一人一人に届く細やかな情報発信をお願いし、次の質問に移ります。

次に、子育て支援における託児事業についてお聞きします。

３月の定例議会の一般質問の中でも述べさせていただきましたが、子育て環境は、この２０年間で大きく変化をしており、大家族で家事・子育てを分担したり、地域全体で手厚く子どもを見守っていた家族・地域で支える子育てから、核家族で孤立した子育てになりがちであり、地域とのつながりも希薄となっている家庭もあります。子育て事情は、今と一世代前では全く異なってきております。

現在、幸田町には、子どもの託児や送迎など、家族に代わって、有償で地域の方がサポートしてくれるサービスとして、ファミリーサポート事業があります。

この事業は、保育園などにお子さんを預けることのできない就労されていない家庭が利用しやすい託児方法として、子育て支援の役割を担っており、幸田町のファミリーサ

ポート事業の会員率、町民でファミリーサポート会員になっている割合は約200自治体中12位と、地域住民の手厚い協力が得られたサービスであると言えます。

実際に子育て世代の方の声をお聞きする中で聞かれることに、申込みから利用までの手続が不便という声があります。

そこで、お聞きします。ファミリーサポートを利用するまでの手順を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） ファミリーサポートを利用するまでの手順についての御質問でございます。

ファミリーサポート事業の会員につきましては、依頼会員と援助会員がございます。支援を受ける依頼会員となるためには、まずは登録をしていただく必要がございます。上六栗子育て支援センターにございますファミリーサポートセンターにお越しいただきまして、利用の仕方の説明とともに利用されるお子さんの状況等を確認させていただきます。次に、援助活動までの流れでございます。依頼した日が決まりましたら、ファミリーサポートセンターに御連絡をいただきます。この場合、電話、ファックス、メールで受付可能となっております。次に、ファミリーサポートセンターが、依頼内容に応じた援助会員を探し、事前打合せの日時を調整いたします。その後、依頼会員、援助会員、ファミリーサポートセンターのアドバイザー3者で、お子さんも含めまして上六栗の子育て支援センターで事前打合せを行っていただきます。援助日時、援助内容、アレルギーがないかなどの注意事項、緊急時の連絡方法などをよく確認をしていただきます。そして、活動開始となります。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。さきにも述べさせていただきましたが、地域住民の手厚い協力が得られたサービスであります。受け入れる側は十分であっても、利用する側が使いにくいのでは、なかなか利用に結びつきにくく、利用しにくいと考える方の個別のニーズを拾っていただくことも大切だと考えます。民間ですと、面談はZoomなどのオンラインで行い、書面も入力フォームを利用するなども行われております。若い子育て世代も多い幸田町であり、様々な家庭がありますので、使いづらいという声についてもぜひ検討していただきたいと考えます。

次に、子育て対策として、ファミリーサポート事業の利用料金の補助をしている自治体が見られます。

そこで、お伺いします。ファミリーサポートの利用料補助をしている愛知県内各市町村の状況は、幸田町として把握していますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） まず、ファミサポの使い勝手につきましては、課題とさせていただきます。DXなどによる事業全体の事務の効率化と併せまして、他市町などの事例を情報収集し、依頼会員にも援助会議にも使いやすい方法を調査研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、利用料の補助につきましては、愛知県内では、ファミリーサポートセンターを設置しておりますのが47市町ございまして、そのうち11市町に利用補助があると認

識しております。近隣では、刈谷市が生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯及び病児病後児保育として援助活動を受ける世帯を対象に補助をしているとお聞きしております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。愛知県内の現状は分かりました。ファミリーサポートの利用料金は、民間の託児に比べると安価ではあります。しかし、生活保護世帯、町民税非課税世帯や支援が多く要る片親世帯、多胎世帯などにとって利用料金の負担は大きくなりがちで、十分な時間数を安易に使える制度とは言いづらい現状があるかと思えます。

そこで、お聞きします。幸田町も子育て支援の一つとして、まずは生活保護世帯、町民税非課税世帯や片親世帯、双子や三つ子などの多胎世帯など、金銭的や物理的に多くの支援が必要な世帯から、ファミリーサポートの利用料金の補助を検討してはいただけないでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） ありがとうございます。利用したくても金銭的に利用しにくい世帯の方々にも利用していただくための方策といたしまして、ファミリーサポート事業の利用費の補助、これは一つの方法であると考えます。他市町の状況を参考にしながら、導入に向けて前向きに進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。ぜひ、子育てしやすいまち幸田町となり得るよう、まず一部の世帯からでも利用料金補助の御検討を再度お願いしまして、次の質問に移ります。

次に、市民活動団体についてお聞きします。

現在、幸田町内の各地域の老人憩いの家や地域コミュニティ施設、各学校の体育館などで様々な団体が利用しており、年代層でいえば、学生から仕事をリタイアした方々まで幅広い年代の方が活動を楽しんでおります。

そんな中、子育て世代の方から、育児休業中に同じ子育て中のママさんたちと活動したいけれど、幸田町内でどんなグループが活動しているのか見つけられない。今は岡崎に行って、岡崎の市民活動団体を利用させてもらっているのですが、幸田町内で活動しているグループの情報が欲しいというお声をいただきました。また、別の方からは、別の高齢の方から、十数年活動をしてきたけれど、メンバーが高齢化し、1人抜け、2人抜け、解散してしまった。新たなメンバーは、友人づてに声かけだったが、集まらなかったとお聞きしました。

そこで、幸田町内で活動する団体の現状についてお聞きします。幸田町内で活動する団体を、町は把握されていますでしょうか。また、されている場合は、どこの部署がどんな団体を把握しているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 市民活動団体ですけれども、こちらは不特定かつ多数の者の

利益の増進を目的としまして、市民、住民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む営利を目的としない活動を継続的に行っている組織を言うかと思います。このような自主活動グループやサークルの情報を総括的に集約し、把握をしている部署はございませんけれども、各課において、関係団体やサークル活動を把握している状況がございます。

例えば、子育て関係のサークルは、子育て支援センターが講座の受講者が立ち上がるサークルの支援や紹介をしております。このほか、健康課では健康づくり関係の団体、文化スポーツ課では、幸田文化協会と幸田町スポーツ協会を通じて、加盟クラブを把握しております。また、ボランティアにつきましては社会福祉協議会で、地域コミュニティ組織につきましては総務課で把握をしている状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。母子、健康、文化、スポーツ、ボランティア、コミュニティの各分野について、各部署で把握していることが分かりました。

次に、一例として、岡崎市では、市民団体が掲示できる場所やホームページの提供、会場費補助や補助金など、団体の活性化に向けて支援する内容が見受けられます。幸田町は、近隣市町村の市民活動団体への支援状況の把握はしているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 近隣市の状況につきまして、回答させていただきます。

まず、岡崎市でございますが、ホームページに岡崎市民活動情報広場がございまして、こちらにNPO法人ですとか自主団体などの情報が検索できるようになっています。また、公益活動や社会貢献活動を行うに当たっての補助金制度もございます。

次に、西尾市でございます。同様に、インターネットで検索できる西尾市民活動情報サイトがあり、地域の文化振興に寄与する活動を行う団体に対する補助金もございます。

蒲郡市でございますが、蒲郡市民まちづくりセンターのホームページのほか、広域的に東三河市民活動情報サイトにも掲載されるようになっておりまして、広くインターネットで情報を検索できるようになっているようでございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。近隣市においては、積極的な支援と情報発信がされていることが分かりました。

次に、町内で活動している団体についてですが、各団体が抱える不安や課題があるかと思えます。

そこで、お聞きします。団体が活動するに当たり、お悩み事や御要望などの現状把握はされているのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 自主活動団体におきまして、お悩み事ですとか要望等でございますが、活動内容の詳細までは把握ができておりませんが、それぞれの窓口におきまして、議員がおっしゃられるとおり、メンバーの高齢化ですとか、代表者のなり手がいないというお声ですとか、既に人間関係ができ上がっている既存のグループに入ってい

くのはハードルが高くて入りにくいという、また、地域活動の担い手不足といったお話を伺っております。こういった意味で、現状は十分ではないという認識を持っております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。それぞれの部署で活動される団体の声を聞いていただけることは分かりました。

次に、冒頭で取り上げた御相談いただきました内容について、私は2つの課題があると考えました。

1つ目に、参加したい人が活動団体を見つけられないです。こんなことをやりたいが、町内でやっている団体を見つけられず、岡崎まで行っているという相談をいただいた方は、御自身でインターネットを利用し検索をしましたが、幸田町での活動団体が検索できませんでした。2つ目に、効果的な周知活動ができないです。メンバーが高齢化し、継続をしたいが、口コミではメンバーが増えないという方は、御自身の活動範囲内で御友人に声をかけましたが、活動メンバーは増えず、効果的なメンバー募集ができませんでした。このどちらも幸田町内で活動する団体の周知方法を、どの世代にも届くような手法を取ることでマッチングができた可能性があると考えます。

このことから、御提案いたします。各課で取りまとめている情報を集約する課を設け、周知活動の手助けとして、幸田町のホームページや役場の1階、公民館など公的施設などにメンバー募集や活動について知ってもらう場の提供をするのはいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 議員から、情報を集約する課を設けてはという御提案をいただきました。

現状といたしましては、広報こうたの中にコーナーがございます。この指とまれのところに幸田文化協会に御協力をいただいております。サークルを紹介をいたしております。このホームページ等の掲載を初めとする周知につきましては、営利を目的とする団体であるかどうかなどを見極めていくことが課題になっていると考えております。また、ポスター等の掲示につきましては、町主催の行事も多くございまして、スペースの確保に現在苦慮をしているという状況がございます。市民活動団体の周知といたしましてですが、まず、さきにお答えをさせていただきました広報こうたのこの指とまれの掲載内容を、まずはホームページで分かりやすく住民の皆様に検索していただけるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。一度に環境を整えることは難しいと考えますので、まずは、既に広報していただいているものを紙媒体にプラスして、インターネット上で検索できるようにお願いいたします。

次に、公共の場所に情報を掲示するからには、一定基準を設ける必要はあるかと考えます。

そこで、お伺いします。現在、幸田町で統一した市民活動団体という基準はありません

んが、市民活動団体として認定する基準を設け、登録する制度をつくるのはどうでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 少子高齢化の加速と住民ニーズが多様化する中におきまして、住民の皆さん、また市民活動団体、事業者の方々、それから町による市民協働の推進と多くの住民の皆さんが市民活動に参加いただき、地域や社会の様々な課題に取り組む土壌を育むことは、幸田町の持続可能なまちづくりを進める上で大変重要なことであると考えております。

先ほども申し上げましたが、どのような団体の方々であるのか、そういったことを見極めて判断をするということも必要でございます。そのためにも、他市の取組を参考にしまして、既存の団体等との調整も行う上で、統一した認定基準ですとか、登録制度、また支援の方法などについて研究をしてみたいと思います。

現在、活動していらっしゃる団体に加えて、新しい団体が活躍することで住民の皆さんの満足度の向上につながり、幸田町がより一層元気な町であるよう、情報収集や情報提供を行いまして、市民活動への関心を高めていただくことや、共感、応援、そして参加につなげてまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。現在活動している団体や、これから活動していきたい町民の皆さんが、活動しやすい環境整備をしていただくことで、幸田町内、様々な年代での交流や活動の活性化につながると考えます。持続可能なまちづくりの視点からも、ぜひ市民活動団体について制度や環境の整備をお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本知帆君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、2番、吉本智明君の質問を許します。

2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告してあります3件につきまして、順次質問してまいります。

まず、1件目、児童生徒の支援についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、この3年間の学校生活が大きく様変わりして、本来あるはずの楽しい学校生活が送れない日々を、児童生徒は過ごしてきたことと思います。また、教職員の皆様についても、働き方改革が叫ばれる中で、コロナ対策というさらなる負担が、この3年間でかかってきたことと思います。先生方の身を挺した献身的な御努力により、学校現場が大きく混乱することなく、今日を迎えられたことに対し

お礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症も、本年5月8日より、2類相当から5類に変わり、取扱いが大きく様変わりしてきたことと思います。基本的には、季節性インフルエンザと同等に緩和されたことにより、本年度より徐々に本来の学校生活を送れるようになってきたことと思います。そこで、コロナ禍ではありましたが、この3年間に児童生徒のため、先生方の働き方改革のために様々な人材を学校現場に投入してきましたが、その効果などについて、順次質問してまいります。

まず初めに、養護教諭についてお聞きします。

養護教諭は、各学校に基本的に1人配属され、専門的立場から、全ての児童生徒の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等、心身の健康に問題を持つ児童生徒の指導に当たり、また健康な児童生徒についても、健康の増進に関する指導のみならず、一般教員の行う日常の教育活動にも積極的に協力する役割を持つものであると認識していますが、県が配属する各校に基本1人では、オーバーワークになり、本来の活動がしっかりできないなど支障が出ると思います。そこで、本年度、退職養護教員を雇い入れたことによる効果はどのようなものがあるのか、お聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 議員のおっしゃられるとおり、養護教諭につきましては、児童生徒の健康に関する業務のほか、年々増加傾向にある保健室登校をしている児童生徒への対応など多岐にわたり、1人で全校児童生徒への対応をすることは容易でない状況であります。

そこで今年度より、町非常勤養護教諭を拡充し、幸田小学校以外の8つの小中学校を、原則、曜日を固定して巡回することで、養護教諭の複数勤務ができるように体制を整えました。非常勤養護教諭が、けがの手当や体調不良の対応等を行うことで、常勤の養護教諭が保健室登校の児童生徒等の対応をするなど、計画的に分業することができ、児童生徒の心身のケアを手厚く行えるようになると考えております。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。幸田小学校においては、県より学校規模の関係で2名配属されていますが、その他の学校に配属しながら活動していただけるということで、今後、しっかりとした効果が出ることを期待しています。

次に、学校現場では、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動については、極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題であると考えます。こうした児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれる環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられます。

本町では、2年前よりスクールソーシャルワーカーを採用し、昨年度より本格運用していることと思います。また、昨年度より退職教員を家庭教育支援員として学校現場に投入してまいりました。問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を

用いて課題解決への対応を図っていただいていると聞いていますが、実績、効果などをお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） スクールソーシャルワーカー、家庭教育支援員の活動実績についてであります。令和4年度1年間で支援対象児童生徒数は102名で、内訳は、小学生37名、中学生が65名であります。また、訪問活動回数、延べ回数でございますが、748回、そのうち学校へ477回訪問、家庭へ108回訪問をいたしております。

対応しました案件の内容につきましては、家庭環境の問題が38件と一番多く、次いで不登校と心身の健康、保健に関する問題が25件ずつ、このほかに児童虐待や貧困の問題などの対応もいたしております。

これらスクールソーシャルワーカーが対応しました実績の効果につきましては、対応した件数のうち約50%が完了、改善をしております。多種多様な事案がある中でも不登校に関する内容では、家から学校へ出てこられるようになったのが、小中合わせて18件、別室登校から所属の教室へ戻れるようになった小学校で3件ありました。このほかにも卒業式に参加したり、式後の教室へ入ったりすることができた事例もございました。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーの対応により、50%強が改善の方向に向かって、家から学校へ来られるようになった、卒業式に参加したり、式後の教室入ったりするような、そういった改善傾向が見られるということ。家庭問題を解決に向けて導き、結果、児童生徒がこのように足を向けることができていることは素晴らしいことと思います。

今後、こういったスクールソーシャルワーカーの活動を支援する意味での家庭教育支援員、これが重要な働きをしていることと思います。ぜひとも、家庭教育支援員の増員を検討していただきたいと思っております。

次に、教育相談室について伺います。

教育相談業務も、年々、相談件数が増加し、また、内容も多岐にわたることから、相談員の負担は増加する一方かと思っております。相談場所については、中央公民館と、昨年度より中央公民館の休館日の月曜日にJA野場支店跡において、心理士の相談を行っていることと思っております。本年度より、さらに相談機能の充実を図るため、学校現場にスクールカウンセラーを派遣するよう、心理士を増員し、児童生徒の心の問題にしっかり取り組んでいただいていることと思っております。現状や実績、今後の展開についてお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） まず、教育相談室の現状と実績についてであります。

教育相談室は、令和3年度までは火曜日から金曜日に中央公民館内で行ってまいりましたが、令和4年度より、月曜日に幸田町多文化共生拠点施設内、豊坂分館で相談活動を開始をいたしました。主任相談員1名のほか、毎日二、三名の相談員で相談事業を行っております。

令和4年度の年間相談件数につきましては4,301件、内訳としまして、小学生保護者が826件、次いで小学生が810件、中学生保護者が410件、中学生が345件であります。令和3年度の年間相談件数は3,506件であり、相談件数は、年々、増加傾向となっております。

このように年間相談件数が増加していると同様に、学校でのスクールカウンセラーの需要も高まっており、令和5年度に教育相談室所属の町スクールカウンセラーを新規配置し、小学校を巡回して、学校での相談活動を行えるように体制を整えました。令和5年度の体制がスタートしまして、1カ月程度で相談件数が20件あり、教育相談室での相談同様、子育てに悩む保護者や自身の悩みを抱える子どもたちが多く、子どもや保護者の心のよりどころとなる相談体制を学校においても拡充していくことで、より保護者や児童生徒が相談しやすい環境ができたと考えております。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。本年度より、町スクールカウンセラーを学校現場に巡回させることにより、1カ月程度で20件の相談があったと、すばらしいことだと思います。子育てに悩む保護者や自身の悩みを抱える子どもたち、こういった多くの悩みを抱える者たちに、今後も地道に寄り添い、家から一步踏み出し活動できるよう、引き続き支援をお願いいたします。

次に、児童生徒の居場所について伺います。

先生方は、日々、児童生徒にとって魅力ある学校・学級づくりを目指して、教育活動に取り組んでいることと思います。また、日頃から児童生徒の全体像を把握し、その後、一人一人の児童生徒の様子について確認し、寄り添っていただいていることと思います。そうした中でも、なかなか学校・学級になじめない子どもたちもいると聞いています。

本年度より、学校における児童生徒の居場所として校内支援センターを設置して、居場所づくりを進めているとお聞きしました。その内容について説明願います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 校内支援センター、通称iルームといいます。こちらにつきましては、令和5年度より、南部中学校と北部中学校に校内支援センター（iルーム）として教室を設置し、心の支援員を常駐させ、所属学級の教室での生活に抵抗があり、心の支援が必要な生徒が安心して過ごすことができる空間を学校内に設けたものであります。

個々の状況に応じた活動ができるように教室環境を整え、学習を希望する児童生徒に対して、教科担当の教員が学習支援をしたり、授業参加を希望する児童生徒には、タブレット端末を活用してオンラインで授業に参加したりするなど、個々の実態に応じて支援できるよう、自分で計画を立てて活動ができるよう、体制づくりをしております。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。南部中学校、北部中学校に校内支援センターを設けることにより、心の支援員を常駐させ、安心して児童生徒がいることのできる空間を設ける。個々に応じた活動ができるよう教室環境を整え、個々の実態に応じて支援、すばらしいことだと思います。ぜひとも軌道に乗せていただき、さらなる充実をお願いしたいと思います。

1 件目の最後でございます。教育長に、児童生徒の支援について、今後のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 幸田町では、新たな一人を生まない、誰一人取り残さないために、不登校児童生徒について、学校関係者だけでなく、医師や民生児童委員、保護者代表、町教育相談室、県関係機関で情報を共有し、対応策を協議しています。

また、町スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、家庭教育支援員の配置や、不登校児童生徒が校内で最初に訪れることの多い保健室機能の充実。さらに、不登校生徒の学校での居場所づくりとして、校内支援センターの整備を進めてきております。また、中央公民館に新たなスペースを設けたことで、適応指導教室を以前より充実できるようになってきました。

しかしながら、不登校の要因や背景は様々であって、それによって、支援ニーズも多岐にわたっております。不登校児童生徒の状況に応じ、社会的自立の支援や学習の補充ができるよう、今後も支援の体制をより拡充していく必要があると考えております。

新たな一人を生まない、誰一人取り残さないために、今後も関係機関と連携を取りながら、児童生徒及び家庭への支援をしていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 2 番、吉本君。

○2 番（吉本智明君） ありがとうございます。新たな一人を生まない、誰一人取り残さない、教育長のすばらしいお考えをお聞きしました。必要な人材を的確に確保し、ぜひとも児童生徒が安心して学校生活を送れるように、今後とも支援の充実をお願いします。

次に、2 点目の質問をしてまいります。獣害対策についてであります。

幸田町の獣害対策として、イノシシ被害にどう対処しているのか、順次質問してまいります。

イノシシによる被害は深刻で、農家が丹精込めて作った作物を、収穫間際で田畑を荒らしてしまい、作物を台なしにして、収穫の喜びを奪ってしまいます。

町では、平成 27 年度より、イノシシ避けの柵を山裾に順次設置するなどの支援をしていただいて、大草地区におきましても、おおむね柵の設置が完了しているところであります。結果として、以前よりも被害は減少してまいりましたが、まだまだ柵を越えての被害もあるようでございます。

そこで、幸田町内のイノシシ被害の現状についてお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 獣害対策についてでございます。まずは、イノシシの被害状況についてでございますが、令和 4 年度に各地域の生産組合員の方を対象といたしまして実施しました、令和 4 年度の鳥獣被害調査の結果によりますと、町全体のイノシシに係る農業関係の被害の状況といたしまして、被害面積では 94 アール、被害金額では 106 万 5,000 円であり、主な被害作物でありますけども、イネ、それから果樹、根菜ですね、芋類でございました。

次に、近年のイノシシの被害の傾向についてでありますけども、里山分離型の侵入防止柵の設置や、おりでの捕獲の実施など、獣害防止対策を本格的に取り組み始めさせて

いただいた平成27年度当時の調査結果と比較してみますと、被害面積では約5分の1、それから被害金額では約6分の1となっている状況でございます。

また、イノシシの捕獲数についてであります。昨年度は49頭が捕獲されまして、若干前年度を上回った結果とはなりましてけれども、全体的には、平成28年度の100頭をピークに年々減少傾向にあり、イノシシ被害の対策等に関しましては、一定の効果は出ているのかなというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。平成27年当時の調査と比べると、被害金額で5分の1程度になったということ。昨年度の捕獲頭数は49頭で、前年を上回りましたが、平成28年の100頭をピークに、減少傾向にあるということが理解できました。柵の設置により、このように大きく被害は減ってまいりましたが、まだまだ被害がなくなったわけではございません。

次に、周辺市での被害状況と、それが幸田町に及ぼす影響についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） お隣の岡崎市のイノシシの捕獲実績につきましてでございます。直近となる数字でありますけれども、令和3年度には1,079頭が捕獲をされており、面積規模等の違いはありますけれども、本町に比べてもまだまだ多くのイノシシが捕獲されている状況のようでございます。

岡崎市と本町は、町北東部を中心に山続きであることもあり、また、イノシシの活動範囲はかなり広範囲に及ぶとも言われておりますので、隣接する本町への影響は少なからずもあると想定をされております。

そんな中でありますけれども、本町の具体的な対策といたしましては、先ほども申し上げましたけれども、岡崎市と接する町北東部を中心に里山分離型の柵を平成27年度から29年度にかけて、地域の皆様方の御協力を得て、さらには国の補助金も活用しながら集中的に実施いたしまして、以降、これも各地域の皆様方の御協力をいただいておりますけれども、日頃から柵の見守りを実施していただきながら、不具合等が発生した場合にはすぐ直していただくなど、柵の適正な管理をしながら、行政と地域が一体となって被害の軽減に努めていると、こんな状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。岡崎市において山続きの隣接からの侵入を防ぐために、岡崎市と隣接する東部の里山を分離する形での柵の設置、日頃からの見回り、ありがとうございます。引き続き、しっかりと見回り、適正な管理を行っていただきたいと思います。

次に、今後のイノシシ被害のさらなる軽減に向けての取組についてお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） イノシシの被害軽減に向けた具体的な取組についてでございます。獣害対策については、一般的に防護と捕獲、この2つを両輪として推進する必要がありますと言われております。

まず、防護につきましては、先ほど来申し上げさせていただいておりますとおり、町の東側の山裾を縦貫する形で設置しております里山分離型の柵につきましては、これまでどおり各地域の皆様方の御協力をいただきながら、適正な維持管理に努めながら、万が一柵の補修等が必要になった際には、幸田町鳥獣害対策協議会を通じて、柵を補修するために必要な資材を提供するなど、防護の最前線の施設といたしまして、継続して取り組んでまいりたいと思っております。

次に、捕獲につきましても、これまでどおり幸田猟友会と連携をしながら、町内全域におけるイノシシの捕獲並びに駆除を積極的に実施してまいります。引き続き、この防護と捕獲を獣害対策の軸に、地域や猟友会等の関係する方々としっかり連携しながら、近隣市とも必要な情報を共有し、併せて、先進的な取組や多様な対策を探求しながら、今まで以上に獣害被害が軽減されるよう努めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。引き続き、防護と捕獲、この2本柱で獣害対策の実施及び支援をお願いしたいと思います。また、周辺で良好な事例などをしっかり研究して、対策をその都度見直すなど、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

次に、今後の地元に対する支援策についてどのように行っていくのか、住民に喜ばれるような対策をさらに検討願いたいと思っておりますので、お聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 本町のこの獣害対策を推進する上では、各地域の皆様の御理解と御協力が不可欠でございます。実際には里山分離柵の見守りや保守、それから、町内各所に点在して設置してある捕獲おりに関する情報を提供していただくなど、日頃より本当に積極的に取り組んでいただいております。改めて感謝を申し上げるところでございます。

本町における各地域への具体的な支援といたしましては、この里山分離柵の見守り活動への支援といたしまして、各地域内の柵の距離に応じた経費支援を鳥獣害対策協議会を通じて実施させていただいております。また、捕獲おりの見守り活動の支援といたしましても、各地域内のおりの数に応じた経費支援を、同じく同協議会を通じて実施させていただいているところであり、今後も引き続き実施をしてまいります。

また、広域的な取組である里山分離柵とは別に、部分的や個人的に農地を獣害被害から守るために、囲い柵を設置する際に活用していただける町の補助メニューである防護柵の資材費への補助事業につきましても、町民の方々への直接的支援といたしまして、引き続き実施してまいります。さらには、地域の方々が狩猟免許を取得される際に必要な経費の一部補助についても引き続き取り組んでまいります。

以上のように、これまで実施してきた様々な取組を継続しつつ、これからも地域や関係者の皆様と常に連携をしながら、必要な情報を共有させていただいて、町内全域の農地の獣害被害の軽減につながるよう取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。様々なメニューを立てていただき、対応していただいていることが理解できました。引き続き情報収集しながら、より良い対策、効率的な対策を講じ、獣害の根絶に向けて努力いただくようお願いいたします。

次に、3件目の幸田町の消防力の向上についてであります。

令和3年度末に改定された幸田町消防整備基本計画を、議員の立場で再度見させていただき、気になるところが幾つかありました。そこで、今後、幸田町の安全安心の実働部隊である幸田町消防本部が、組織の体制に関してどのような計画を持ち、どのような方向性であるか、消防職員や車両の現状や課題について質問してまいります。

まず初めに、消防力の根源となるのは消防職員、そして消火活動や救命救助活動に必要な車両の整備率と考え、これらが足りているかどうかなど、他の消防本部の状況も含め、回答をお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 充足率については、管轄する区域に消防職員数や車両台数が足りているかとなり、令和4年度の職員の充足率は、全国平均で79.5%、愛知県で平均77.2%、西三河の消防本部では、岡崎市76.1%、豊田市83.1%、西尾市63%、衣浦5市の衣浦東部では64.7%、蒲郡市70.8%、幸田町は53.7%であります。

幸田町は、充足率を100%の場合は121人で、県内平均となる77%へ充足率を引き上げるためには94人となり、現状65人に対して29人下回っております。

車両についても、人口の増加に伴い、消防ポンプ自動車の整備必要台数が4台となり、現状3台であるため、1台の増車が必要となります。

救急車、はしご車、救助工作車などについては、必要な台数を満たしている状況であります。救急自動車に限っては、近年の出動件数の増加、車検や各種点検により使用できない期間に3台体制を維持するためには、予備車を増車し、4台体制とすることが理想的と考えております。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。車両装備については、ポンプ車1台以外はほぼ充足しているように思います。しかし、それを運用する消防職員の充足率について、本町の消防職員の人数が県内平均に比べ、ひときわ低い状況であることが分かりました。これでは、せっかくの装備も宝の持ち腐れになりかねません。職員について、今後どのように充足していくのか、その方法やアイデアがあれば回答願います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 消防職員の採用状況につきましては、今年を含め過去3年で13人を採用しております。採用人員については、幸田町総合整備基本計画の中で、令和13年度を目標に100人体制となるよう計画しておりますが、現在、消防本部及び消防署の職員は65人であり、幸田町職員定数条例で定められた70人に迫った状態です。定数を見直す必要があり、職員条例定数の改正につきましては、今年の第4回議会定例会に御提案をさせていただき考えであります。

充足率向上の主なる方策は、新規採用職員の獲得であり、採用試験、応募者の増加を目的とした、毎年6月と2月に幸田町公安系公務員ガイダンスを町民会館で開催しております。開催に当たっては、地元の幸田高校生を採用試験応募対象者として期待することから、事前に学校を訪問し、進路指導担当教諭への説明をしております。

インターンシップについても毎年受け入れており、採用にもつながっていますので、今後も継続してまいります。

また、新しい取組として、今年度から救急救命士の資格を取得をできる専門学校2校と大学2校へ赴き、資料配布、業務説明や個別質疑等に対応し、女性6人、男性3人から良い反応があり、引き続き採用試験応募者を増やす取組を実施してまいります。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。条例定数の見直しについて、12月議会で上程をお考えであるということでございます。大変うれしいことだと思います。また、公安系公務員ガイダンス、インターンシップなどを活用して取り組むとのことであり、良い人材を確保していただきたいと思っております。

消防ポンプ車の整備台数が1台不足している、そういったことについても、令和3年度までの火災出動件数は、減少傾向であったと記憶しています。昨年の駅前商店街の火災あたりから増加しているとは感じていますが、火災出動の現状についてお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 平成26年から、ここ10年間の火災出動件数の推移は、令和元年までおおむね年平均12件ほどでありました。令和2年は5件、令和3年度は8件、減少傾向でありました。しかし、令和4年には11件、今年1月から5月末までに16件と、昨年から今年にかけて増加傾向を示しております。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。火災の発生状況が近年増加傾向であるということで、今年の1月から5月中旬で16件と、非常に多いように感じます。

消防本部の主な業務として、消火活動のほか、救急車による搬送も重要な業務であると認識しています。救急車の出動状況についても御回答願います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 救急出動件数も、平成26年から、ここ10年間の推移は、令和3年までおおむね平均1,500件ほどでありました。新型コロナウイルスの終息も次第に見えてきた令和4年に、過去最高の1,798件と著しく増加しました。また、今年1月から5月末までに735件の搬送があり、昨年並みか増加すると予測しております。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。救急活動について、過去最高の1,798件ということで、著しく多い出動があったということで大変御苦労さまでした。非番召集も、こういった出動件数の増加により増えることと思っております。

幸田町の消防力の現状と課題について、充足率を例に回答いただきましたが、やはり

消防職員の人数の確保は急務であると認識しました。また、人材の育成についても欠かすことができないファクターであり、知識と技術の継承についても、職場全体が一丸となり、消防力の向上に向け、職員の育成をさらに取り組んでいただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） ありがとうございます。出動件数の増加は、出動案件が重複する割合も増加し、それに伴い当番職員が不足となることから、非番職員の招集も増え、職員の負担増加につながっております。今後も、消防職員の確保が重要であると回答しましたが、すぐに充足率を上げることは難しく、現場活動を迅速かつ効果的に行うことで、活動時間を短縮し、出動職員数を確保し、非番招集を減らすよう、消防職員の知識と技術の習得という教養分野の充実についても推進してまいります。

消防職員の増員策として、今後も新たな取組を推進し、やはり知識と技術の向上に努力していく所存でございます。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） 次に、本町の消防本部にも女性消防職員が採用され、日々、男性職員と一緒に業務の遂行に励んでいることと思いますが、女性消防職員の現状と効果について質問します。

まず、女性消防職員は何人いるのか、御回答願います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 本町の消防本部に女性職員が採用され、日々、男性職員と一緒に努力しています。現在、女性消防職員は、令和2年度に1名、令和3年度に1名、計2名が勤務をしております。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。現在2名の消防吏員が採用され、活動しているところでございます。私が心配するところは、やはり男性と女性には腕力等の差があり、特に火災現場では不向きな面があるのではないかと思います。これに反し、女性消防職員であるからこそそのメリット、効果について期待できることがあれば、御回答願います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 議員のお話のとおり、腕力において比較した場合、男性でも個人差がありますが、女性についても同様であります。現状では、男性、女性における体力差による支障は見当たらない状況であります。しかし、女性として、結婚後の対応を想定しておく必要があり、妊娠した場合、業務についてはデスクワークを担当するなど、組織における担当業務の調整について事前に準備しておく必要があると考えております。

女性消防職員の効果につきましては、住民の皆様から感謝の言葉をいただくケースがあり、救急車で搬送の際には、救急車を呼ぶまで不安だったが、女性隊員の対応が優しく、安心して病院へ搬送していただけたという内容の言葉を耳にします。特にお子さんや女性を搬送する際に、女性消防職員ならではの気配り等の良い面が効果として表れているなど認識をしております。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。御回答いただきました女性消防職員の効果は、まさに安心という住民サービスであるのではないかと感じました。また、女性特有のことで、勤務の状況を臨機応変に対応せざるを得ないというところも理解いたしました。今後、さらに女性消防職員を採用していただきたいと思います。これからの女性消防職員の採用について、何か計画があるのであれば、御回答願います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 条例定数に対する女性消防職員の割合を、令和8年度までに5%へ引き上げる旨の通知が、総務省消防庁から発出されております。現在の消防本部における条例定数に対し、女性消防職員は4人必要となります。今後も、女性消防職員の効果は、消防本部のイメージアップにつながり、4人とは言わず、多くの採用ができればと考えております。

消防職員の増員については、消防職員のイメージアップによる消防本部の認知度向上で、結果的に人員増加につながるものと考えております。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。消防職員のイメージアップということをお聞きしました。女性消防職員の増加を期待してまいります。

次に、ドローンについてお聞きします。

令和3年7月3日、熱海市で大規模な土石流災害において、人が立ち入ることが困難な状況の中でドローンを使用して、被害状況の確認を行い、迅速な情報収集として有効であったと、多くのメディアで取り上げられました。このことから、大規模災害に限らず、常時発生する災害においても、ドローンを活用することが有効であると感じるところであります。さきに発生しました、線状降水帯による豪雨、その後の土砂崩れの状況など、本町においても、ドローン配備による効果は期待できると思います。状況についてお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 現在、消防本部に配備されているドローンは、令和4年1月に町内企業様から寄贈されたドローン1機を、航空局へ機体の登録を済ませ活用しております。

近隣消防本部でのドローンの配備状況は、西三河5市全ての消防本部が配備をして運用をしている状況であります。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。近隣全ての消防本部で配備されていると。本町においても、ドローンの整備ができておることについて理解しました。

しかしながら、ドローンの機体を配備するだけでは、災害現場での飛行させることは非常に難しいことを想像するわけでございますが、操縦者についてどのような状況であるのか、お聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） ドローン操縦士につきましては、民間が実施していますスクールで学科、実技及びライセンスの発行までの業務をお願いしております。ドローンを飛行

するためのライセンス取得につきましては、安全に運行するために、一定水準を満たした職員が操縦することが望ましいと考えており、ドローン操縦士につきましては、現在消防職員3人、役場職員2人がライセンスを取得して、計5人となっております。本年度は新たに3人の操縦士を養成していく計画であります。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。今年度は3人の操縦士を育成していくという計画でございますが、引き続きドローンの操縦士をしっかりと育成し、災害現場等で迅速な情報収集ができるよう、整備をお願いしたいと思います。

先ほど、ドローンの配備状況について、本町では既にドローンが1機配備されていると回答をいただきましたが、災害現場等への飛行実績があればお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 令和4年度中の災害現場におけるドローンの飛行実績は、10件であります。主な内容につきましては、火災の延焼状況の確認や、火災原因調査、自然災害による土砂崩れ、河川堤防の決壊などの被害状況調査で飛行させております。しかし、現在飛行させているドローンは防水機能がないため、火災活動における消火隊の放水や、雨天時の飛行は中止することも考慮せざるを得ないため、全ての災害に対応したドローンの導入計画をしております。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。既に災害現場でドローンによる飛行実績があることが分かりました。ぜひとも安全な運行を心がけ、災害現場等の情報収集など飛行をし、被害の拡大の防止になるようお願いいたします。

今後どのようにドローンを活用されていくのか、もう少しお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 先ほど少し触れさせていただきましたが、総務省消防庁が示す各消防本部に2機の災害対応ドローンの配備の通達がされており、本年度に防水機能及び赤外線カメラで撮影可能なドローンを県補助を活用して1機配備し、その後1機追加し、計2機での運用を計画しております。

災害現場においてドローンの活用は、特に初動の段階で災害現場の状況、要救助者の有無、二次災害の危険性をいち早く調査することにより、被害軽減につながることから、機体の配備や操縦士の育成を行い、安全運航に努め、災害発生時には迅速に飛行できる体制づくりを目指していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。今後、2機の導入を計画しているということで、しっかりとした体制を整備され、幸田町のドローンをしっかりと活用し、今後とも災害に迅速に対応できるように体制をしっかり整えて、安心安全のまちづくりをお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本智明君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、松本忠明君の質問を許します。

4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って、質問いたします。

1つ目の質問は、幸田町の危機管理についてです。

質問に入ります前に、先週の台風2号の集中豪雨につきまして、町職員の皆さんにおかれましては、徹夜での御対応大変お疲れさまでした。町長以下、総務部防災安全課を中心に、関係部署がBCPに従って粛々と対策を進められていることが実感できました。皆さんの冷静沈着な対応に、感謝と敬意を表します。

今回の集中豪雨に当たって示された地域リスクへの備えと対応、これこそがまさに私が本日お話をしたい危機管理の一つであります。しかしながら、私たちを取り巻く危機リスクは、このような自然災害だけではありません。本日は、幸田町の危機管理全体への対応についてお伺いしてまいります。

それでは、まず最初に、危機管理とは何か。危機管理の目的及び概要、そして必要性を確認してまいります。

危機管理は、危機事態の発生後の対処方法を中心とするクライシスマネジメント、そして、危機事態の発生を予防するためのリスクマネジメント、この2つを総合的にアプローチする概念であります。

日本での危機管理は、1980年代以降、大企業を中心に、徐々に企業内部での非日常的な危機事態への対処の必要性から、危機管理が求められてまいりました。その一環としての対応計画、コンティンジェンシープラン、これが平時からつくられるようになり、西暦2000年問題では、中小企業まで危機管理が求められました。

そして、2008年のリーマンショックや、2011年の東日本大震災を契機として、平時の備え（事前要望）、そして、発生後の対処（事後対応）、この2つの危機管理の必要性が大きく取り上げられ、再び進展し始めました。

しかし、2019年に突然訪れた新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、危機管理の最優先事項として、私たちは、このパンデミックな危機への対応に追われることになりました。

さらに、2020年に始まったロシアのウクライナ侵攻や、中国・北朝鮮の軍事的脅威に端を発したエネルギー不足、食糧不足、半導体不足、こういった社会経済状況が激動する中で、地政学的なリスク対応にも重点が置かれるようになりました。危機管理もBCP（ビジネス・コンティニューイティ・プラン）等、クライシスマネジメント面に力点が置かれるようになりました。この有事のクライシスマネジメント事後対応は待ったなしで、なくてはならないものですが、平時からのリスクマネジメント、事前予防をすることとはさらに重要で、これにより8割程度被害が軽減できると言われています。

その意味で、このコロナが落ち着きを見せてきた今こそ、リーマンショックや東日本大震災の教訓を改めて思い起こし、危機管理全体でリスクマネジメントとクライシスマネジメント、この両面からの総合的なアプローチを展開することが必要と考えます。

前置きが長くなりましたが、このように私たちを取り巻く社会経済環境が大きく変化する中、幸田町としての危機管理への取組の考え方、進め方についてお伺いします。

では、最初の質問です。

愛知県では、危機管理の包括規定として、愛知県危機管理要綱が平成18年10月に制定され、平成31年4月に改定されています。幸田町にも、愛知県の危機管理要綱と同様、役場全庁的な視点に立ち、危機管理全体を網羅した規定はありますか。お答えください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 議員御指摘のとおり、愛知県におきましては、県民等に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態に、迅速かつ的確に全庁を挙げて統一的に対処する危機管理体制や基本的事項を定め、県における危機管理を推進し、もって県民の生命、身体又は財産への被害の防止・軽減を図る目的として、平成18年10月愛知県危機管理推進要綱が制定されております。

また、国におきましては、総務省ホームページ上に、地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会 平成20年度報告書が掲載をされておまして、この検討会は、各地方公共団体においては防災・国民保護などの事務を初めとし、多様な事案についての的確な危機管理を行うことが求められており、総合的な危機管理体制をより一層充実・強化することが喫緊の課題となっていることを踏まえ、設立されたものであります。平成20年度、市町村における総合的な危機管理体制の整備方策についての調査検討が行われております。

議員お尋ねの、本町における全庁的な視点に立ちました危機管理全体を網羅した規定につきましては、平成22年7月に幸田町危機管理指針を策定し、平成25年4月に改訂をしております。なお、防災面では、平成30年3月、幸田町業務継続計画（BCP）南海トラフ地震編を策定しまして、平成31年3月に改訂をしているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 国や県の動きに合わせて、幸田町も、危機管理に関する規定基本規程として危機管理指針を策定し、全庁的で網羅的な活動を展開されていることを確認できました。特に、クライシスマネジメント面では、防災を中心にBCPを策定し、危機管理にしっかり取り組んでいただいていることに感謝いたします。

ただ、リスクマネジメント面では、この危機管理指針が改訂されてから10年が経過しています。その間、私たちを取り巻く社会・経済環境は劇的に変化し、危機管理についても求められる内容が大きく変わってきています。例えば、内部要因から見ると、セクハラやパワハラ等のコンプライアンスに関わるリスク及び情報セキュリティに関わるリスクがクローズアップされてまいりました。また、外部要因から見ると、コロナ感染症拡大に伴う生命を脅かすリスク、ロシアのウクライナ侵攻により顕在化したエネルギー

一や資源不足、食糧不足、半導体不足による経済的なリスク、さらには、中国の海洋進出、北朝鮮の核開発等の地政学的なリスク等を新たにクローズアップされてきたリスクは枚挙にいとまがありません。このような新しいリスク項目も含めた危機管理全体で、リスクマネジメント及びクライシスマネジメント、すなわち事前予防と事後対応という両面から、必要な対応の定期的な見直しを進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、危機管理の推進体制についてお伺いします。

愛知県危機管理要綱によれば、平時には各部署が部局長の下で、危機管理責任者を中心に各リスク項目の予防や有事への備えを中心に推進し、有事の際には知事をリーダーとして、総括事務局を中心に全庁的な危機管理委員会が設置され、初動から完了まで全庁的の有機的な連携の取れた対応を進めることとされています。

そこで質問です。幸田町の危機管理の推進体制はどのようになっておりますか。愛知県の危機管理要綱に記載されているような組織図はありますか。お答えください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 危機管理の推進体制につきましては、愛知県のように組織図は掲載はしておりませんが、危機管理の推進体制の記述の中で、町長が指針に基づき危機管理を積極的に推進し、危機管理の総合調整役としては、総務部長が各部長等と連携をいたしまして、危機管理における総合的な調整を行い、各課長等は所管する危機管理の総括を行うとともに、平素から危機に関する情報の収集に努めながら、危機管理における横断的な調整を行う旨を規定しております。

なお、これまで本町では、町民の安全安心にとって重要度の高い防災対応を中心として、平時・有事ともに、総務部防災安全課を中心に進めてきているものであります。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 平時・有事ともに、総務部防災安全課を中心に全庁的な活動を進めていただいているとのこと、承知いたしました。老婆心ながら、活動の主体はリスクを主管する各部署ですので、今後は、部長会等、町三役も含めた場で全庁的な合意形成を図って、平時・有事ともに、各主管部署との有機的な連携の取れた活動を、迅速的確に推進できるような組織体制づくりを期待します。

それでは、次に、幸田町は現在どんな領域のどんなリスク項目をマネジメントしているか、今後どうすべきかについてお伺いいたします。

愛知県では、ホームページの愛知の危機管理というページに、防災、国民保護、健康被害、生活安心、環境汚染、動物被害、地域安全、交通安全という8つのカテゴリで危機管理情報が提供されています。これらは外部要因中心に、県民目線での様々なリスクに関する大変有用な情報が提供されています。

一方、幸田町については、ホームページの防災安全課のページで、防災、国民保護、防犯、交通安全という4つのカテゴリで情報提供が進められています。防災安全課の業務範囲としては十分かもしれませんが、幸田町全体としての町民目線での情報提供としては、県に比べて少ないように思われますが、今後の拡大・強化の計画はありますか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 本町の危機管理指針におきましては、リスク対象となる事案を危機の種類としてまとめております。具体的には、地域防災計画や国民保護計画の対象となる事案のほか、健康被害、環境危機、動物被害、情報被害、そのほかの危機の5項目について規定をしております。これらの情報につきましては、随時、各所管により必要な情報提供がなされているものとの認識をしております。

なお、今後の拡大・強化の計画でございます。激変する社会情勢を踏まえ、現行の庁内における危機項目の再確認と併せ、日々、必要と思われるリスクに関する情報提供に努めていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） このような町民目線に立った情報提供の一つ一つの積み重ねが、町民の皆さんの生命や財産を守ること、そして、幸田町の目指す安心安全なまちづくりにつながると確信しております。今後は、DX、デジタルトランスフォーメーション等、改善の機会を通じて、愛知県のように、各所管部署のその他の情報も一覧できるように危機管理情報を統合化する等、町民の皆さんへの情報提供のレベルアップをお願いいたします。

それでは、次に、内部要因を中心とした職員目線での危機管理、すなわち職員の皆さんの生命や財産、及び職員としての誇り、尊厳を守る、そして、幸田町として、住民からの信頼の維持向上につなげるための危機管理についてお伺いします。

昨今、幾つかの自治体での職員のコンプライアンス（法令遵守）に関わる事件・事故の事例が散見されます。交通事故、セクハラ、パワハラ等、職員の皆さんの生命や安全を脅かす事件・事故、町民税の誤徴収、給付金・補助金の誤給付等、職員の誇りと尊厳、ひいては町民の信頼に関わる事件・事故、また、個人情報の持ち出しによる情報漏えいや、パソコンのウイルス感染による情報流出等、職員のモラルに関わる事件・事故も報道されています。

そこで質問です。幸田町としては、このような内部要因の危機管理を中心に、特に職員目線ではどんな領域のどんなリスク項目の危機管理を実施されていますか。お答えください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 職員目線での町民からの信頼の維持・向上につなげるための危機管理についてでございます。本町の危機管理指針が目的としておりますのは、危機による町民の生命、身体及び財産への被害の最小化を図り、町民が安全で安心して暮らすことができる町をつくることでございます。その意味で、町職員のコンプライアンスに係る危機管理は重要でございますが、本町の指針上では、町民の個人情報の大規模な漏えい事故という項目はありますが、そのほかのリスク対象となる事案につきましては網羅されていない状況であると認識しております。

法令遵守の観点におきましては、事務手続や安全管理欠落など、行政サービス上のリスク、公務員倫理や贈収賄などのホーム上のリスク、セクハラ、パワハラ、職場の安全配慮義務などの人事労務上のリスク、そのほかにも違法性は帯びないが、不適切な問題などのリスクなど、幅広いリスクがあると認識しております。

これらのリスクへの対応といたしまして、総合的に随時職員に対しまして、綱紀粛正と服務規律の確保といった文書を発出し、不祥事の防止、交通安全の徹底、緊急事態への危機管理の徹底等を図っております。そのほか、職員教育として、各職場において、日常的に管理職等による指導を行うOJT（オン・ザ・ジョブトレーニング）のほか、各種研修を通じまして、職員一人一人がリスク管理の意識を向上させるよう取り組んでいるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 社会・経済が激動する中、私たちを取り巻くリスクは多種多様化してまいりました。御回答いただきましたように、まずは職員の皆さんへの啓蒙による意識向上が必要だと思っておりますが、それと併せて、町として変化するリスク、新たなリスクをしっかりと分析し、必要なルール、運用への反映をお願いいたします。

次に、この職員目線での危機管理について、特に町民からの信頼に直結する職員のコンプライアンス面でのチェックや使用管理はできていますか。お答えください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） ただいま答弁をさせていただいたとおり、庁内におけるコンプライアンス面での指導等を行いながら、職員一人一人がリスク管理の意識を向上できるよう取り組んでいるところでございます。

また、職員の分限及び懲戒について審査をいたします職員懲戒審査委員会、職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進する職員安全衛生委員会などの組織もございます。例えば、ハラスメント防止研修などは、この職員安全衛生委員会における健康講座の一環として行われております。そのほか、随時、全職員を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修の実施、直近ではDX基礎研修会も行われております。また、職員のメンタルヘルス不調の未然防止を目的といたしまして、インターネットによるストレスチェックなども行っているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 町民の皆さんからの信頼や満足は、職員の皆さん方の日々の業務の積み重ねがあって得られるもので、一朝一夕にできるものではありません。しかし、皆さんが営々と築き上げてきたこの町民の信頼は、1人の職員のたった1つの不適切な対応や業務のミスにより、一瞬にして失墜してしまいます。それを防止し、被害を最小限に食い止めるのが危機管理で、それは職員の皆さんが、日々の業務の中でいかにそれを意識されるか。また、職員の皆さんのモラルやモチベーションにかかっていると考えます。

そして、私の企業での経験では、ただ職員の皆さんの行動を監視・チェックするだけではなく、職場アンケート等により傾向を把握し対策を取るとか、ホットラインや目安箱の設置により個別案件を吸い上げ、処置をする。そういうような仕組みも有効と考えます。今後ぜひ御検討ください。引き続き、幸田町が品格のある町として、町民の皆さんの信頼を高められるように、職員目線での内部リスクの解消に向けた施策を継続してください。

幸田町の危機管理の実態についておおむね理解できましたので、次に危機管理に関し

ての最後の質問に移ります。

内部統制及びその中心概念である危機管理について、幸田町としての方針を成瀬町長にお伺いします。

地方自治法150条では、平成29年の法律第54号で、内部統制上の重要な項目の一つとして、リスクの評価と対応、いわゆる危機管理が各自治体に求められています。この内部統制は、都道府県及び政令都市が報告対象で、その他の市町村は努力義務となっていますが、幸田町はどのように対応されていますか、お答え願います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 御質問のように、内部統制の幸田町における現状だと思われま

す。内部統制につきましては、地方自治法の改正によりまして、地方公共団体における内部統制制度が導入されております。各県知事単位におきまして義務づけされていることを承知しております。ただし、現在におきましては、この制度の導入、幸田町の導入には至っておりません。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 内部統制は、市町村には努力義務となっているため、実施されている自治体はまだ多くないようです。また、実施されている先進自治体の報告事例を見ても、危機管理の組織やルール・運用が報告のためだけの形式的なもので終わっているようなケースもあり、内部統制で目指す姿の実現は、まだ途上であると言えます。

幸田町が、安心安全なまちづくりの一つの核として、危機管理を中心とした内部統制を進めることは、職員の皆さんだけでなく、町民の皆さんにも、ほかの先進市町村に負けない品格のある町として、皆さんの誇りに感じられる一つの施策となり得ると思えます。町長の強いリーダーシップの下で、全庁的に取り組んでいただけることを期待します。

それでは、この内部統制について、その目的の柱の一つである危機管理を中心に、今後、具体的にどのように進められるのか、お答え願います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 御質問のように、今後の進め方でありま

す。地方公共団体における内部統制につきましては、住民の福祉増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、その達成を阻害する事務上の要因、予防リスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することが求められております。その意味におきましては、基本的には、内部統制制度を導入する、しないに関わらず対応すべき問題であると認識しております。

現在、内部統制制度の導入につきましては、市町村は努力義務となっております。まずは、総務省が作成されました地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン、ほか自治体の実施状況を参考にしながら研究を進め、その先には本町の実情に合致した実効性にあるものを構築していきたいというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 内部統制を中心に御回答いただきましたが、内部統制を実施する、しないに関わらず、危機管理のレベルアップは必要と考えま

私は、民間企業で内部統制及び危機管理の推進責任者を担当しておりましたので、私の経験より、危機管理を中心とした内部統制の進め方のポイントを、御参考までにお話をします。

内部統制は、危機管理のP D C Aの中では、C、チェックの部分ですので、今後はP、プランを中心に、次の5つのステップを進めるとよいと思われます。

まず第1に、各部署でリスク項目を洗い出すこと。第2に、そのリスク項目ごとに主管部署を決めること。第3に、リスク主管部署を中心に、平時・有事に分けて実施項目を検討すること。そして、第4に、リスク委員会等、全庁的な会議体で内容を議論して、レベル合わせと全庁的なコンセンサスを図ること。第5に、ルール及び運用を第三者の目でしっかり確認すること。このように進められるとよいと思われます。ぜひ御参考ください。

次に、内部統制の柱である危機管理について、組織・体制とその運用についてお伺いいたします。

先日、5月31日に、北朝鮮より弾道ミサイルが発射されました。Jアラートの警戒地域は沖縄方面でしたが、愛知県は危機管理委員会が設置され、対応が議論されたとの報道がありました。知事のリーダーシップの下、初動から各部署が連携して動いていることが示され、県民の安心感につながったと思われます。

一方、幸田町は特に動きはなかったようですが、結果はどうあれ、何らかの対応が必要だったのではないのでしょうか。今回の北朝鮮の弾道ミサイル発射の対応を踏まえて、愛知県のような危機管理委員会等、組織・体制面を中心にどのような変革が必要とお考えでしょうか。お答えください。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 議員の民間企業の様々な体験的な取組は大変参考になります。ありがとうございます。

今回の北朝鮮の弾道ミサイル攻撃等に対する本町の対応につきましてであります。武力攻撃事態として、国民保護計画の中で定められております事態が本町に発生するおそれがある場合には、Jアラート、全国瞬時警報システムにより国から町へ情報が届けられ、町としましては迅速に町民に対し、避難行動をとっていただくための情報発信をいたします。愛知県の危機管理委員会が設置されまして、対応が議論され、知事のコメントが発出されたことについては承知しておりますが、今回のミサイル発射対象が沖縄であったことから、本町は特段の対応をしていないというものであります。

なお、危機管理に係る組織・体制面でございますけども、庁内の体制に関しましては、幸田町部長会等に関する要綱を制定しておりますので、この規定のもとに町の重要な施策の協議、各部課相互間の連絡調整を行っております。具体的には、部長会、部課長連絡会というような形で、町長が招集することになっているということで月2回開催されることになっておりますが、この規定では、必要と認めるときには会議を臨時に開催することができるとしておりまして、弾力的な運用も行えるように整えております。

危機管理に関しましても、先ほど部長のほうから答弁させていただいておりますように、本町の危機管理指針におきまして、危機発生時の組織体制として、部長会において

協議の上、当該危機が町民生活に与える影響の大きさに応じて、危機管理対策本部、危機管理対策チームを設置することとしております。これらの対策本部等によりまして、危機管理の方針を決定していくというところでございます。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 国民生活保護計画の下で体制及びルールが整備され、しっかり運用されていることを確認しました。欲を言えば、Jアラートによる町民の不安解消のためには、安全宣言の発出等、幸田町からも町民に向けた何らかのメッセージは必要と考えます。今後、ぜひ御検討をお願いいたします。

それでは、最後の質問です。

最近では、劇的な社会・経済環境の変化により、リスクも多様に変化してまいりました。具体的には、カーボンニュートラルを目指した産業構造の劇的な変化、また、AIを初めとしたIT分野における知的活動の大幅な変革等を挙げることができます。

これらの社会・経済の変化・変革により、享受できるメリットは計り知れませんが、一方で放置できない大きな問題となる危険性をはらんでおり、産業政策、教育政策面等での新たな形での危機管理が求められることは想像に難くありません。従来の自然災害や事故・事変によるリスクに加えて、内部要因面ではコンプライアンスのリスク、外部要因面では科学技術の進歩に伴うリスク、地政学的なリスク等、激変する社会・経済情勢の中、リスクがさらに多様化する状況を踏まえて、今後、新たにどのようなリスク管理が必要とお考えでしょうか。お答え願います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） まさに、議員が先ほどから言われておりますように、危機管理の指針を策定いたしましたけれども、本町におきましては定期的にしっかりと新しい時代に対応した事案を取り組みながら、改訂していくという必要があります。

また、Jアラートにつきにつきましても、確かに危機管理情報としては非常に重要で、また国民の生命、安全を守るために必要な通報でありますけれども、それを何気なく受け止めるのではなくて、具体的に本当に危機管理を感じていただけるような体制整備、啓発の仕方はまた一つ考えないといけないと思っておりますのでございます。

また、新型コロナの感染症でございます。誰も予測できませんでした。こういった事態への対応は、議員が言われますように、まさにクライシスマネジメントであります。危機の事態の発生後の対応が重要だった事案ということを深く認識しております。

また、これからはSDGs、カーボンニュートラル、それからDXであります。こういった対応でございます。様々な必要性のある事案が出てきているわけでありまして、けれども、近年の突然発生します線状降水帯、こういった代表される豪雨につきましても、また猛暑のリスクもさらに高まるということも予想されております。農林水産業、自然生態系、健康、産業、経済活動等への甚大な影響を及ぼすことが懸念されております。私たちの生活基盤を揺るがす危機でありますので、将来世代が安心して暮らせる持続可能な社会をつくるために、緊急性を挙げて取り組むべき課題と考えております。

また、DXにつきましても、単に既存業務のデジタル化にとどまらず、経営や事業のあり方、生活や働き方を大きく変革するものであります。このDX推進のメリットとし

ましては、デジタル技術、A I等の活用による業務効率化による人的資源の集中、それから、デジタル技術やデータを活用した住民サービスの利便性の向上等がありますが、課題もございます。現に、マイナンバーカードに関しましては、マイナ保険証の誤登録問題を初めとして、トラブルが続出しているところでございます。A I等の普及の広がりに伴いまして、ヒューマンエラーが減ってはまいります、人が介在する場面が残されると考えておりました、情報セキュリティ対策の徹底、自治体職員のリテラシーの向上、DXに対応できる人材の確保及び育成が必要であります。何よりも産業構造が変わることによりまして、町政への影響も大きいと認識しております。その対応が、今後、まさに求められているというようなことであります。

以上、私の町としての考え方であります。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 目標・目的と方向性がない場合、努力と勇気だけでは不十分である。これは、私の尊敬する政治家の1人で、米国の第35代大統領J. F. ケネディの言葉です。

町民の安心安全を脅かす災害や事故・事変は、私たちの知らない間に進行しています。そして、ある日突然やってきて猛威を振るいます。備えがなければ、対応が後手に回って、それに翻弄されるばかりです。危機管理、すなわちリスクマネジメントとクライシスマネジメント、この両輪は、幸田町が目指す安心安全のまちづくりにとって大変重要な施策と考えます。

本日、町長のリーダーシップの下で、危機管理の目標・目的及び方向性を明確にさせていただきましたので、今後は総務部防災安全課を中心に関係者の皆さんの総智を集めて、リスクを網羅した全庁的な危機管理により、予防対策と有事対応を迅速・的確に進めていただけることを期待いたします。

とは申しましても、年度の途中からこれだけのことを進めるのは容易ではありません。今年も原点に立ち返って、まず第一に、総務部を中心に、10年経過した危機管理指針の改訂、特にリスク項目と主管部署の見直しをすること。そして、第二に、その見直し結果を基に、部長会で全庁的な視点で危機管理全体を網羅した今後の具体的な進め方を議論することから始めてはいかがでしょうか。そして、この議論の結果を基に、来年度以降の本格的な活動につなげていただければと考えます。よろしく願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 令和の時代に入りまして、まさに危機管理指針につきましては防災関係を中心に考えておりました。ところが、平成が終わり、令和に入った途端にコロナの感染症対策が一つの重要な課題となっております。こういった緊急事態を、ある程度予測をしておりませんでした。しかしながら、今言われましたように、これからコロナの中で、あらゆるデジタル化の推進であり、カーボンニュートラルの推進であり、様々な生活様式の激変が、これから早い時間の中で流れが変わっていくということは間違いございません。御指摘のように、部課長会議等を中心としながら、また定期的な見直しを将来予測をしっかりと分析をしながら、住民の皆様方に安心いただけるような危機管理指針の策定・改定等に向けて、しっかりと積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

おりますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 以上で、1つ目の危機管理に関する質問を終わります。誠にありがとうございました。

引き続き、この危機管理の重要な課題の一つである、交通安全に関する質問に移ります。

私は、この春の交通安全週間の期間中に、地元の新田・東部・鷺田の3交差点で立哨した際に、幾つかの危険な場面に遭遇しました。そして、何名かの保護者の皆さんからも、直接安全対策の御要望をいただきました。

議会だよりや議事録を確認したところ、過去に先輩議員より、学童の交通安全対策について幸田町全体に関わる総合的な視点での一般質問がなされ、回答されていることが確認できましたので、本日、私は、地元の鷺田区・新田区に関連する課題に絞ってお伺いいたします。

学童の交通安全にとって大変重要な交差点への信号機の設置の要望につきまして、昨年、令和4年3月の定例会の一般質問に対する回答では、設置に至っていない箇所が17件あり、警察署と協議しながら、毎年要望しているとの回答がされており、まだペンディングになっていると承知しております。

そこで質問ですが、定例会の回答以降、この17件について、どの場所にいつごろ設置される計画で進められていますか。お答え願います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 議員お尋ねの信号機の設置は、愛知県公安委員会の判断となり、設置の可否につきましては、愛知県警本部において現場状況等を考慮し判断されることとなるため、この地域を管轄する岡崎警察署に対し要望を行ってきております。要望の方法につきましては、信号機に係る新規の要望につきましては随時、また継続の要望につきましては年1回、3月に次年度の愛知県警本部のヒアリングに間に合うよう行っております。

議員御指摘の歩行者用信号機及び押しボタン式信号機17件につきましては、要望を続けてきた結果、今年度中に幸田高校北交差点の歩行者用信号機につきまして、設置のめどが立ってまいりました。残りの16件につきましては、岡崎警察署で確認したところ、本町の要望箇所への今年度中の設置可否については未定とのことでありました。また、16件中、鷺田及び新田地区に係る要望箇所が1カ所ございます。

なお、参考までに、要望した際の実現件数、令和4年度につきまして聞き取りしたところ、愛知県内では27件、また岡崎警察署管内では1件とのことでありました。この数字を聞いてみますと、要望実現にはなかなかハードルが高いわけですが、信号機の設置の指針として、道路の形状や交通事故等の状況、歩行者数や通学路としての利用等、様々な点を考慮し総合的に決められることとなっております。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 幸田高校北交差点は、北部中学及び幸田高校の生徒の通行が多く、幸田小学校に通う相見地区の生徒も通行する交通の要所ですので、歩行者用信号機を設

置いただけると、確実に安全レベル向上につながると思います。ありがとうございます。

また、設置の指針等、警察署の具体的な回答を含めた丁寧な御説明をありがとうございます。設置できない理由について、町民の皆さんの理解も深まると思います。

次に、信号機の設置されている場所での安全対策についてお伺いします。

鷺田区では、相見駅の開業以降、周辺地域の人口が急増し、信号機の設置されている場所でも、幾つかの交通安全上の問題が顕在化しています。まず、最も問題と思われるのが、交通量の多い鷺田・東部・相見の3交差点で、横断歩道を通行する学童と、右左折する通勤車両が交錯する大変危険な場面に遭遇します。

特に鷺田交差点は、相見地区の大幅な人口増加に伴い、通学に利用する児童数が300名以上に膨れ上がって、まだまだ増加傾向が続いて大変な状況です。鷺田交差点は、歩行者の青信号の時間がたったの16秒しかありませんので、信号待ちの児童の通学の列がどんどん長くなり、相見通りまで100メートル以上にわたり続くことがありました。そこで、遠回りになりますが、安全を優先して、相見通り北側の児童約100名を幸田高校北交差点へ迂回させるという通学路変更の措置がとられました。それでも、現在なお248名もの児童が鷺田交差点を通学に利用しています。

安全ステーションの設置、ガードパイプの整備等を、これまで幾つかの安全対策を進めていただいておりますが、それだけでは児童の増加に追いつかず、いつ事故が起きても不思議ではない状況にあります。

鷺田・東部・相見の3交差点では、歩行者と右左折車両の接触事故を回避するため、両者が同時に動かないようにするというような対応が必要と考えます。例えば、歩行者側の信号が青のときには、車両側の右左折信号は赤とする。そして、歩行者側の信号が赤となったら、車両側の右左折信号を青とするというように、信号機の歩車分離という方向で信号機を改修する、このような対策が有効ではないかと考えます。

そこで質問です。鷺田・東部・相見の3交差点、特に248名もの児童が合流して通行する鷺田交差点について、歩行者の横断中に右左折車両が同時に通行できないように、信号機の改修はできないでしょうか。お答え願います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 議員御指摘の歩車分離式信号につきましては、現在のところ、町内にはございません。

歩車分離式信号についての指針でございますが、警察庁が定めておまして、交通事故状況、自動車等の右折・左折の交通量及び歩行者数、小中学校等通学路や公共施設付近にあることなどの条件をもとに、歩車分離の効果と影響を総合的に勘案し、導入の適否が判断されると聞いております。また、歩車分離の導入に当たりましては、当該地域の住民や視覚障害者等の団体に対して、事前に効果及び影響を説明し理解を得ることが必要となってまいります。

歩車分離の導入に当たりましては、交通渋滞や信号無視を招く可能性があるため、慎重に検討する必要があります。議員が御指摘の鷺田・東部・相見に限らず幸田町内では右折・左折車や歩行者の数から、設置は難しい状況と聞いてはおります。しかしながら、当該地区は人口増加とともに、幾つかの交通安全上の問題も今後顕在化すると予測

されることから、機会あるごとに地域の実情等を粘り強く岡崎警察署等へ説明していきたいと考えております。もちろん、地元からの要望に対しては、警察へ要望し、協議を行ってまいります。

なお、今のところ、はっきりと交差点名は申し上げられませんが、町内におきまして、導入の方向で検討が進められている箇所が1カ所あると、岡崎警察署からは聞いております。

○議長（藤江 徹君） 質問者に申し上げます。発言時間が残り3分ですので、よろしくお願いいたします。

4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 幸田町で初めての信号機の歩車分離の検討が進んでいると伺い、鷺田交差点の信号機の歩車分離の実現に向けて、希望の光が見えてまいりました。設置の指針を伺うとハードルは高いようですが、引き続き警察署への要望を継続いただけますようお願いいたします。

最後の質問になります。信号機の改修以外にも、安全ステーション西側歩道の安全管理の問題、及び安全ステーション前の退避場所の確保の問題等、鷺田区から交通安全対策の要望が出ていると聞いています。これらの要望への対応状況を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 鷺田区につきましては、相見地区の区画整理により児童数が大幅に増加いたしました。このため、安全ステーション前を通り幸田小学校へ通う児童が多くなり、通学路の交通安全対策の要望をいただけてきました。これらの要望に対し、平成29年度から令和元年度にかけて、地域安全ステーションのある鷺田交差点から東側、歩道橋のある県道岡崎幸田線までの歩道に防護柵を設置するなど、本地区において、通学路の交通安全対策を進めてまいりました。

安全ステーション西側歩道の安全管理面の問題につきましては、歩道や側溝への蓋などの整備を行ってまいりましたが、今後も引き続き児童の通学状況を見ながら、必要に応じて対応するとともに、維持管理にも努めてまいります。

また、地域安全ステーションのある鷺田交差点を利用する児童が多いため、歩道に児童が長蛇の列をなしたり、効率よく信号を渡れないなどの問題が発生しております。この解決策といたしましては、地域安全ステーション付近での待避所の確保が必要と考えています。しかしながら、退避場所の確保につきましては、新たな用地の確保が必要となりますので、対象地権者との交渉による用地確保や既設側溝に蓋をするなどにより、歩道を拡張、退避場所の代替の一部として活用するなど、今後、対策を検討してまいります。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） こうして、総務部防災安全課及び建設部土木課の職員の皆さんの御尽力により、一つ一つ積み上げて実現される改善について地域住民の皆さんと共有し、対策後の安全状況を確認しながら、必要に応じて改めて要望を打ち上げてまいります。

幸田町の掲げる安心安全なまちづくり、これを実現するためには、幸田町の未来を背負う児童の交通安全対策は身近で喫緊の大変重要な課題の一つと考えます。警察署との

連携等、課題も多いことは重々承知しておりますが、関係者の皆さんの総智を集めて、できる限り早い対応をお願いいたします。

以上で、本日本日予定をしておりました危機管理及び交通安全に関する私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本忠明君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩とします。午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、野坂純子君の質問を許します。

3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 議長のお許しをいただき、3点について通告順に質問してまいります。初めての質問です。緊張しています。よろしくお願いいたします。

1点目として、不登校の子どもたちの支援についてお聞きしてまいります。

文部科学省の調査では、2021年度の不登校の小中高生は、過去最多の30万人となっています。特に小学生は8万1,498人、中学生は16万3,442人、合わせて24万4,940人に上り、このうち約4万6,000人は、学校内外での相談支援などを受けられておらず、不登校が長期化しています。子どもが不登校になる理由は様々で、特定は難しいとされています。近年の増加の背景には、コロナ禍での生活環境の変化や学校生活の規制が交友関係などに影響したことで、登校意欲が湧きにくくなった点を指摘しています。

そこで、幸田町における不登校の現状について、最近の傾向も含めてお伺いします。

○議長（藤江 徹君） ちょっとお待ちください。そちらに座って結構です。

教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 幸田町におけます不登校児童生徒の現状につきまして、令和4年度は、小学校で47人、全体の1.59%、中学校では66人、全体の4.88%であります。5年前の平成30年度は、小学校で14人、全体の0.49%、中学校では31人、全体の2.37%であり、ここ5年ほどの傾向を見ますと、増加傾向となっております。また愛知県、全国においても、不登校児童生徒は増加傾向であり、その割合は幸田町より高いものとなっております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） ありがとうございます。増加傾向であることが分かりました。文部科学省は、このような不登校の小中高生が増加している事態を受け、不登校の総合対策COCOLOプランを新たに策定しました。その内容をお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） COCOLOプランにつきましては、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにするということを目指しまして、3点ございます。

1つ目は、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べ

る環境を整える。2つ目としまして、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する。3番目としまして、学校の風土の見える化を通じて、学校をみんなが安心して学べる場所にする。この3点を進めることによって、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランでございます。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 質問2で、COCOLOプランの主な項目の中に、不登校期間の学習成績も確実に成績評価に反映されるとのことですが、それはどのような形で進められるのか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） これまで、幸田町教育相談室へ通う児童生徒、その他学校外のフリースクール等に通いたいという保護者と児童生徒の申出があった場合に、学校、教育委員会が適切な学習環境であると判断した施設への登校を許可しています。その場合につきましては出席扱いとし、不登校児童生徒への学びの保障に対する対応をしてきています。今後も関係機関と連携を図りながら、評価について検討していく必要があると考えております。

また、COCOLOプランでは、義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援は、社会的な自立を目指すことがこの取組の目的であると述べられていることから、家庭での学習活動等を出席扱いとしたり評価をしたりとすることにより、不登校が長期にわたることを助長しないよう留意することが重要であり、これらのことを踏まえて、評価の仕方を検討していく必要があると考えております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 質問3で、相談窓口の整備など保護者への支援も強化とありますが、相談先に関する情報提供や、地域の保護者の会などで保護者を支える環境整備が大切だと思います。現状と今後の考えをお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 本町の相談活動におきまして、教育相談室での相談体制やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭教育支援員などを年々拡充し、不登校児童生徒、保護者への支援を進めております。相談先に関する情報提供につきましては、幸田町ホームページ、子育てマップ、暮らしの便利帳への掲載のほか、各学校において、毎年、相談機関と連絡先のチラシを配布しております。

不登校児童生徒につきましては、年々増加している傾向もあり、不登校の要因や背景は多様であり、それによって支援ニーズも多岐にわたります。児童生徒の状況に応じた社会的自立の支援ができるよう、関係機関と連携を図りながら、児童生徒及び家庭への支援をしていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 個々に合わせたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのさらなる支援を、今後ともよろしく願いいたします。これからも子どもたち一人一人に光を当て、誰一人置き去りにしない、教育の現実に向けて全力で取り組んでいただけたらと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

2点目の質問です。インクルーシブ遊具の導入についてお聞きします。

インクルーシブ遊具とは、体に障害のある子ども、ない子ども一緒になって遊ぶことができる遊具のことです。転倒してもけがをしにくいクッション性に優れた地面や、車椅子のまま利用や乗り移ることができる遊具で、安全で利用しやすいものです。全ての子どもも親も一緒に遊べる遊具です。そこで、認識と設置状況をお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 障害のあるなしに関わらず、子どもも大人も誰もがアクセスして遊ぶことのできるインクルーシブ遊具に関する関心が、国内で少しずつ高まっています。

子どもは、遊びを通じて、身体や精神、情緒、社会性など様々な能力を成長させると言われています。このようなことから、障害の有無や年齢、性別に関係なく、誰もが同じ場所で楽しむことができるというインクルーシブの観点は、今後の公園整備において必要な観点であると認識しています。

現在のところ、インクルーシブに特化した遊具を設置している公園はありませんが、最近、区画整理を実施した相見の西屋敷公園（どんぐり公園）には、インクルーシブに準じた幅が広い滑り台や、車椅子で遊べる高さに造られた砂場を設置しており、また、遊具の周りには、転倒してもけがをしにくいクッション性に優れた素材などで地面を整備しています。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） では、幸田町の中心にあり、誰もが使いやすい公園だと思われる中央公園などに設置できますか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） インクルーシブ遊具を設置する公園は、公園利用者の様々な状況に応ずる必要があることから、駐車場や多目的トイレなどの施設が整備されている公園が適していると考えます。

幸田中央公園は、開園から10年が経過し、令和元年度から令和9年度までをめぐり再整備を計画しています。この計画では、令和6年度に健康運動スペース、遊戯施設の整備を予定しています。

中央公園へのインクルーシブ遊具の導入には、駐車場からのアクセスのしやすさなども配慮が必要であり、また、動線計画やエリア分けなど、多様な子どもに対しての細やかな検討も必要になってきます。先進自治体の事例なども参考にしながら、来年度の中央公園整備の中で、駐車場からのアクセスも含めて、前向きにインクルーシブ遊具の導入に向けて検討してまいります。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 前向きの答弁ありがとうございました。

次に、3点目の質問です。障害がある子どもの見守りについてお聞きします。

昨年9月、千葉県松戸市の小学1年生の女子が行方不明となってしまった事故がありました。報道の資料からは、とても活発な子どもであったことが見受けられます。このような事故があった後に、幸田町内にお住まいで、障害のあるお子様を持つ親御さんか

ら相談を受けました。そのお子様は多動の部分があり、とても活発でじっとしてられないことが多くとても心配とお聞きしております。かといって、24時間ずっとそばについていることもできないので、GPSなどがあると、どこにいるのかある程度把握できるので安心できるとおっしゃっていました。そこで、本町におけるGPSを利用した障害のある子どもの見守りに関する支援事業はどのようになっていますか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 障害のある子どもの見守りにのみ特化した支援事業は、現在実施しておりませんが、福祉課では、幸田町徘徊高齢者等探索支援事業の対象である知的障害者等に障害のある子どもを適用することができます。

この事業は、徘徊高齢者等の介護者にGPS機能を持つ端末機を貸与することで、行方不明になった場合、早期にその居場所を把握することで、未然に事故の防止を図り、介護者の負担を軽減することを目的とする事業として実施しております。

なお、本年の5月末の利用実績といたしましては、2件でございます。いずれも認知症高齢者を心配する介護者が利用されております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） ありがとうございます。障害のある子どもに特化した支援事業はないですが、徘徊高齢者等を対象とした支援事業を適用できることについて理解しました。このような支援事業について、隣接する自治体の事業の状況や本町との違い、問題点などがあれば教えてください。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 隣接する岡崎市では、昨年度から認知症高齢者等見守りネットワーク事業の一つとして、認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金交付要綱を制定していらっしゃいます。複数のサービス提供事業者の商品から、利用者が選択・契約し、通信料金等を除く支払った導入費用について、1人1回に限り、1万円を上限に補助しております。

本町の探索支援事業は、セコム株式会社のココセコムという商品を貸与する事業にしております。これまで徘徊高齢者の探索を主な目的としていることから、その大きさが縦8.4センチ、横4.6センチ、厚さ1.6センチ程度の大きさの端末機は、小さいお子さんが常に携帯するものとしては適当とは言えないかもしれません。なお、専用靴に設置するタイプの商品を検討しようとしたこともございましたが、位置情報が途中で途切れてしまったという話があったり、専用靴を必ず履いていってくれないなどの話もある中、これまでの利用実績が1件程度ということもございまして、様々な商品の有効性について積極的に検討してこなかったという状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） ありがとうございます。岡崎市の状況と幸田町が貸し出すものが、子どもが携帯するには少しサイズが大きいことが問題であることが分かりました。

私の30年同居していた義父は聴覚障害で、5年ほど前にアルツハイマーも併発し始めたので、よく行方不明になりました。そこで、幸田町にGPSをお借りして、出かけ

るときは服の後ろの下のほうにつけて、あまり気にならない場所に小さな物でしたので、安全ピンでとめて出かけていました。聴覚障害者は電話もできないので、GPSで移動場所をこちらが確認しては、駅にお迎えに行ったりもしてきました。とても便利な機械だと思っていました。

そこで、やはり障害のある子どもにも、気になって取ってしまわないような小さな形のものを提供していただけたらよいと思います。

そこで質問3、より良い物を提供していただくため、利用者が端末を選べる制度を考えるなど、今後の取組方向をお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 端末機の選択方法、又は補助金事業への変換など、近隣市町での動向に注視するとともに、今年度、障害者や障害児に関する計画書の策定に当たり、アンケート調査を実施する予定にしておりますので、その結果も参考にしながら、利用者が利用しやすい事業になるように研究していきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） ありがとうございます。現在既に利用されている方がお見えになるので、すぐに見直すことは難しいかもしれませんが、あるものを少しでも使いやすくするために、いろいろな商品も研究していただき、利用者が利用しやすい事業を考えていただき、障害のある子どもの見守りとしても活用できることを広く周知していただくこともお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 平成13年度に制定しました幸田町徘徊高齢者等探索支援事業実施要綱の見直しにつきましては、いろいろな商品の特徴をまず把握し、利用者が利用しやすいものを選択できるよう、今年度研究してまいります。

現在の利用者との関係を整理し、障害のある子どもや徘徊高齢者の介護者の不安、負担が少しでも軽減できるよう実施要綱を見直すとともに、広く町民への周知についても考えてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂純子君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時31分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、丸山千代子君の質問を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 改めまして、通告順に質問をさせていただきます。

まず、第1番目に、子どもの権利条例の具体化をする取組についてであります。

今年4月からこども基本法が施行され、こども家庭庁がスタートしました。こども家庭庁の任務に、不十分ながら子どもの権利条約の4原則が盛り込まれました。また、ユニセフの文書では、子どもの権利条約には、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参

加する権利があるといわれ、子どもの権利条約の一般原則として、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見尊重、差別の禁止の4つが挙げられております。

幸田町においては、2010年12月に子どもの権利条例を制定し、2011年4月から施行しました。条例に基づいて様々な取組も実施していますが、子どもの権利が保障され、子どもたちが生き生きと育つための歩みはどうだったか、検証する必要があるのではないのでしょうか。

子どもの権利条例4原則を保障していくため、伺うものであります。

そこで、まず1つ目に、幸田町に暮らして育つ子どもたちにとって、最善の利益を保証することについて、どのように考えているのかを伺うものであります。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 議員のおっしゃいますように、国におきましては、本年4月、子どもの最善の利益を第一として、子どもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指したこども家庭庁が発足いたしました。

併せて、子ども政策を推し進めていくための根幹となる考え方や、姿勢を表したこども基本法が施行されております。

幸田町では、平成23年4月1日に幸田町子どもの権利に関する条例を施行いたしました。

この条例は、子どもの健やかな成長を図るため、子どもの権利について、子どもと大人が互いに理解し合い、社会全体でそれを保障していこうとするものであります。

こども基本法にしましても、本町の子ども権利条例にしましても、その基となっておりますのは、議員のおっしゃいます1989年に国連で採択されました子どもの権利条約であり、そこに記された4つの原則、生命・生存及び発達に関する権利、子どもの意見の尊重、差別の禁止、そして子どもの最善の利益であります。

この子どもの最善の利益とは、子どもに関することが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことは何であるかを第一に考えることであります。

本町の子ども権利条例第3条に規定する基本的考え方におきましても、はじめに子どもの幸せや、子どもにとって最もよいことを第一に考えます、と定めております。

大人の思い込みで、子どもたちの幸せはこうあるべきという考えで進めていくのではなく、子どもたちに聞いてみよう。子どもたちに語ってもらおう、そして子どもたちが決めていく、そういう考え方であることが大切であると考えます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） まさにそのとおりだというふうに思うわけでありましてけれども、幸田町の子ども権利条例が施行されて以来、10年以上たつわけでありましてけれども、その間に、子どもの虐待、暴力被害、いじめ、不登校など、様々な問題が大きくなってきております。

子どもたちにとって、最もよいこと、これを最善の利益とするというようなことを条例で定めながら、なぜこうなっているのか、こういうことを改めて検証していく必要があるというふうに思うわけでありまして。

そこで、子どもたちに豊かな教育を保障する、そして持続可能な社会としていくために、再度、このことについて、考えていく必要があるというふうに思うわけであります。

そこで、子どもたちが、今現在おかれている状況、声が出せない、そしていろんな悩みを抱えている、こうした子どもたちの権利を学ぶ機会について、これがどの時点であるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 子どもの権利を学ぶ機会でございますが、本町では、子どもの権利を学ぶ機会といたしまして、平成24年度から、子どもと大人の合同ワークショップを開催しております。

こちらは、本条例の第17条、子どもの権利と学習支援に基づいて行うものでありまして、子どもと大人が、子どもの権利について話し合い、お互いに理解を深めるために開催しております。

令和4年度につきましては、深溝小学校の6年生67人と、子ども施策推進委員、子どもの権利擁護委員10人が参加いたしました。ここでは、身近な子どもの権利について考え、子どもと大人が一緒にグループになって話し合い、発表をしております。

子どもたちからは、自分の意見を言えたり、初めて会った大人が聞いてくれた。自分たちにもこういう権利があることが分かった。権利を無駄にしないことは大切だと思った、といった感想をいただいております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 学ぶ機会はあるということでありましてけれども、この学ぶ機会に参加をする、これはごく一部あります。

そこで、私は幸田町全体の子どもたちが学ぶ機会、そういうものをつくる必要があるというふうに思うわけであります。

全ての子どもたちが自分たちの権利を学ぶ機会、これが保障されてこそ、条例が生きてくるのではないかというふうに思うわけでありましてけれども、この機会について、どのように考えられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 子どもたちが学ぶ機会として、全体、今のですと、毎年小学6年生、各校1校ずつが順繰りに回ってきますので、数的には少ないものかと思っております。

直接の学ぶ機会というわけではありませんが、ある意味、権利条例の周知というところで、幸田町子どもの権利に関する条例、子ども版ですけれども、こちらのほうを作成しております。

こちらにつきましては、こういった子ども会議ワークショップ、それから子ども会大会等で配布をさせていただいておりますけれども、改めてまた各小・中学校には、こういったものがあるよという周知のほうはしていきたいなというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 子どもの権利ノートというのがあるわけですがけれども、幸田町で

は、先ほど示されたような、いろいろと示したのがあるということでもあります。

この冊子を使って、徹底をして、子どもたちが学ぶ機会を保障していく。それが意識を変え、そして自ら参加をしていく、こういう子どもの醸成を図っていくことができるというふうに思うわけであります。

幸田町の条例にしますと、総合条例ということで、子どもたちの人権等をきちんと保障していくというようなものになっているわけでありまして、また、子どもの権利条例をつくる際には、相当、勉強をしながら、当時、また議会も関わりながら勉強をして、そしてよりよいものにとということ、つくってきたわけであります。

そして、それを実践をしていく。そしてそれを生かしていく、そういう取組をしてきたというふうに認識をしているわけでありまして、しかしながら、今の社会の流れの中で、子どもたちが置かれている状況は本当に大変な状況であります。

ですので、せつかくこうしたものをきちんと子どもたちが学んで、それを身につけていく、そういうことを保障していただきたいというふうに思うわけであります。

次に、子どもの声を聞く場所ということで、お聞きしたいというふうに思います。

どんなところで、様々な機会があるのかということ、お伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 子どもたちの意見を聞く場ということでございます。

子どもの意見表明権につきましては、子どもの権利条約第12条に規定されておまして、子どもが自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる権利でございます。

本町では、子どもたちが意見が出し合い、子どもたち自身で考えて行動する機会といたしまして、平成23年度から子ども会議を開催しております。参加者につきましては、幸田高校及び町内3中学校のいずれも2年生が4人ずつ計16人で、集まりやすい夏休みに開催しております。

令和4年度のテーマといたしましては、ウイズコロナの中で学んだこと、それと次の世代を担う私たちが考えるSDGs、この2つのテーマを使いまして、グループに分かれて意見を出し合い、自分たちの行動目標を発表しているところでございます。

こちらにつきましても、子どもたちからは、自分では思いつかなかった考えを知ることができて、より理解を深めることができて興味深かった。

SDGsのことも考え直したり、コロナ禍で行事をするなどが難しくなっても、その中でできる新しい企画を自分たちで考えていきたいと思った、といった感想をいただいております。

なお、令和5年度の子ども会議につきましては、僕たち、私たちの居場所をテーマの1つといたしまして、中学生、高校生に意見を出していただき、最後はこの議場を会場に作成することができればと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 令和5年度の取組に期待するものであります。

そこで伺うわけでありまして、この子どもの声を聞くということは、意見表明権のみならず、子どもの人権というものも、きちんと聞く場所が必要であるというふう

に思うわけであります。

幸田町におきましては、過去に調べておられますと、人権オンブズマン制度ということで、子どもが困ったこと、あるいはすごく大変な状況に陥っている状況の中で、そうした子どもたちの実態をつかむ、こういう場所が設定をされておりました。

今の子どもの権利条例の中で総合条例と言われておりますけれども、この中に人権オンブズパーソン制度をきちんと位置づけながら、子どもの人権に関する相談にきちんと乗っていく。こういうことも、きちんと制度化しながらやっていく必要があるというふうに思うわけでありますが、その中身について、どう取り組んでいくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 人権オンブズパーソン制度についての御提案でございます。

子どもたちの意見を聞く場としまして、特に先ほどからお話が出ています子どもの虐待でありますとか、いじめでありますとか、そういう相談も含めまして、オンブズパーソン制度といったものを、以前、幸田町でやっていたというの、私はその辺、把握してなくて申し訳ございませんが、実際、今、どのようにやっておるかというところを、まず御紹介させていただきますと、現在、ちょっと小さくて分かりにくいですが、あなたはひとりではありません。こんなときには相談してくださいカードというのを作っております。こちらにつきましては、現在、小学1年生と6年生、それから幸田高校の1年生に対して、毎年配布しておるところでございます。

今年度につきましては、全ての小学生、中学生、高校生に配布していく予定であります。

先ほどのオンブズパーソンにつきましては、特に川崎市、あと兵庫県川西市だったと思いますけれども、その辺が昔からやられておるところかと思っております。

最近ですと、東京の小金井市というところが昨年の2月から始めておまして、そちらのほうも、どういった形でやっておるのかなというのを調べさせていただいたところ、特にこちらのカードにつきましては、後ろのほうに電話番号が書いてありまして、この電話番号3つ書いてございます。

1つは、国の子どもSOSホットラインへの電話番号、それから、幸田町教育相談室への電話番号、あと子どもの権利相談ということで、こども課へ直接かかってくる、相談ができる電話の番号がこちらに書いてあるところでございます。

小金井市の事例を確認してみましたところ、もちろん電話で受け付けておるといふところもあるんですけども、そのほか、直接あったというのはもちろんでございます。あと手紙ですとか、メールフォームからそういった相談ができるような体制ができておるといふことでございます。

先ほどのオンブズパーソン制度につきましては、私ども、今後の課題とさせていただきますと思いますけれども、先ほどの子どもたちが相談しやすい環境づくりという面で、こういった電話だけではなくて、本当に子どもが相談しやすい手段、ツールといったものを活用した、手段としてどういうものがあるかといったことも研究しながら進めてい

ければと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） ありがとうございます。そうした、きちんと電話ホットラインというものを子どもたちに配りながら、子どもたちが悩みを相談をする場所というのが明確になるということは、とてもいいことだというふうに思います。

スクールソーシャルワーカーの方や、あるいはスクールカウンセラーの方、それ以外に、そうした子どもたちの声を、悩みを聞く、そうしたところでの人権に関するものとしては、また違うというふうに思うわけでありますので、そうしたものを充実させていただきたいということと、それから、学校におきましても、ほかに相談する場所があるんだよということも、きちんと子どもの中に認識をしていただいて、いざというときには、相談ができる体制づくりというのをやっていただきたいというふうに思います。

次に、今、必要なのは、子どもの権利を主体として、明確に位置づけてくるということでございます。子どもが意見表明しやすい環境をつくることであります。子どもの意見表明権を保障していく取組について、これは学校関係、教育長にお伺いしたいというふうに思うわけでありますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 御質問の件であります。学校生活の中で、子どもが自分の意見を表明する機会としては、児童会活動や生徒会活動がございます。

どのような学校にしたいか、それぞれの子どもの考えを述べ合う立会演説会が行われ、それを受ける形で、各学校では子どもの考えやアイデアを生かした形で、集会や生徒会活動が行われております。

また、自分たちの生活を見直し、解決するために話し合う学級活動も、それぞれの意見を表明し合い、整理することで、合意形成につなげていく機会であると考えております。

さらに、現学習指導要領では、各教科領域で主体的、対話的で、深い学びの視点で授業を進めています。これは、教師が一方的に授業を行うというものではなくて、積極的に子どもたち同士が意見交換をし、それぞれの考えを友達と話し合う中で考えを深めていくという授業であります。

中でも、教科となりました道徳科では、子どもたちから単一的に正解を引き出すということではなく、それぞれの価値観に基づいて、自分の考え、意見を表明し合う、考え、議論する道徳の授業が、現在は進められております。

それから、社会科や総合的な学習の時間で、町行政機関に対して自分たちが考えるまづくりについて、提案するような学習も実践をされております。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 学校では、様々な取組が行われているということでありますけれども、それが過去ずっとやってきて、子どもたちの胸にすんと落ちてこないということが、一つは問題であるかというふうに思うわけであります。

やはり、これを見直しながら、自主的に考える力を養っていこうという取組も必要で

はないかなというふうに思うわけであります。

また、一つの事例といたしまして、コロナ禍の中におきまして、小学校の6年生が荻谷小学校と豊坂小学校で、議場におきまして、子どもたちがまちづくりについて考えていく、あるいは幸田町について考えていく、その一つの取組が発表され、私も傍聴させていただきました。

なかなか6年生全員が一丸となって取り組んでいる、これが一つの意見表明権の醸成につながるのではなかろうかなというふうに感じた次第であります。

そうした取組の中で、一部の学校だけではなくて、こうしたことが全ての6年生、例えば6小学校区の中の6年生、毎年毎年6年生になると、こういうことがきちっと、自分たちがまちづくりに関わっていく。あるいは、よりよい町にしていく、住みやすい町にしていく。それには、自分たちが生活していく中で、何が幸田町には足りないのか、こういうことを改善してほしい、そういうものを考える一つのきっかけづくりとして、学校の中にも位置づけていただけたらというふうに思うわけであります。

その点については、これは授業時間数のこともあるかというふうに思うわけですが、一つの社会勉強になるかというふうに思いますが、その辺は教育長として取り組んでいく考えがあるかないかお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 最近、荻谷小学校、豊坂小学校というふうで、議場見学等をさせていただいておりますが、過去をさかのぼっていきますと、様々な小学校がこの議場に来て、議場の勉強、あるいはそれを生かした形で、自分たちのまちづくりの学習をしております。

議場へ来るまでの形をとられる学校と、そうではない学校が現実には、今ありますけれども、政治についての学習を、それぞれの小学校でやっているということは、これは明らかでありますので、今後も幸田のまちづくりに関わる社会科の学習、あるいは総合的な学習がしっかり各学校でなされていくように、啓発等はしてまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 学校の中での様々な取組が、子どもの自主性を育てていく。こういう一つの教育の成果というふうになるかというふうに思うわけであります。

そこで、学校の関係でお聞きをするわけでありますけれども、校長先生をはじめとして、全ての教職員の方が、研修などで子どもの権利について理解を深めていく、このことも必要でなかろうかというふうに思うわけであります。

その取組を充実する必要があるのではないかと思うわけでありますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 今、議員のおっしゃられるとおりであります。人権教育に関わる、例えば、幸田町の権利条例等について、教員に周知を改めてしていくことが大切だなというふうに感じております。

機会を見て、また各教員等に研修に行かせていきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） よろしくお願ひします。

それと、5番目に入るわけでありませうけれども、今現在、川崎市、私どもも議会として視察もしてまいりました。

その中で、川崎市は20年たつわけでありませうけれども、子どもの権利条例を実現するための施策として、川崎市夢パークを見学してまいりました。こういった具体化させる取組をやっているわけでありませう。

幸田町としても、いろいろ子ども会議とか、ほかの取組もなされながら、具体化される取組をされているわけでありませうけれども、いまひとつ、まだまだこれがきちんと権利条例に位置づけられたものとしてはなっていないということで、改めてこれを、子どもの権利条例を実現するための取組、具体化させる取組をきちんと実施していく必要があるのではないかというふうに思うわけでありませう。

これは、中高生の居場所づくりや、あるいは体験の場の確保、そして遊具の在り方。今現在、遊具というのは、大人の考えの中で、遊具をつくって、そして設置をされておりますけれども、子どもはどんな遊具が欲しいのか、必要なのか、そういうことにもきちんと表明をしていくことができる子ども、本当にそうした、自分たちがこの地域の中で暮らしていくための制度として、具体化をさせていく、その一つの取組も必要ではなかろうかというふうに思うわけでありませうが、その具体化する取組について、どのようなことがあるか、伺いたいというふうに思うわけでありませうけれども、今の考えで結構でございますが、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 子どもの居場所を合わせての話になるかと思ひます。子どもの権利を発祥していくまちづくり、子どもに優しいまちづくりにおきまして、子どもの居場所というのは、最重要課題の一つでございます。

この居場所とは、単に子どもが身を置くところというものではなく、子どもがありのままの自分を表現し、周りに認められ、自分の存在価値を実感できる場であり、具体的には、多くの子どもたちが集う児童館のような施設が想定されるところでございます。

今回、先ほども説明させていただきました子ども会議等もございませうし、また、先ほど、子どもたちの意見を聞く場が少ないんじゃないかという話もありましたので、そういったところ、またインターネットツールが使えるかどうかといった意見も、広く意見がとれるものについても、拡大ができるかどうかも検討しながら、新たな児童館建設ですとか、今後の児童館運営の施策について、その辺を子どもたちの意見を聞きながら生かしてまいりたいと思ひております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 子どもの権利条例を具体化させる取組、そして施策づくり、そうしたものをきちんと、町の政策として位置づけながらやっていく考えがあるかないか、最後に伺いたいと思ひます。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 先ほど話に出ました川崎市でございませう。例えば川崎市

におきましては、昨年の12月から、川崎市20年たっているわけですが、さらに若者の意見を募集するという事で、「子ども・若者の“声”募集箱～君のつぶやきを聞かせて～」というコーナーを、試行的に設置しておるということでございます。

また、それに関しまして、小・中学校に使われておりますギガ端末にも、ブックマークのほうで登録させて、意見を言いやすいような状況にしておる。

さらに、寄せられた意見につきましては、定期的に市役所全庁で共有しまして、今後の施策や取組を検討する際の参考としておるということでございます。

本町にいたしましても、そういった先進的な取組を行っている事例を参考にいたしまして、政策的にどう生かせるかというところは、また今後、検討課題でございますけれども、子どもが自分の意見を発表したり、予算化しやすい環境機会を充実させるように努めてまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） ありがとうございます。本当に子どもが、幸田町が大好きという、議会だよりの中でも必ずそうした声が寄せられております。

子どもが大人になっても住みやすく、そして年をとって老いていくと、そういうまちづくりをしていくためにも、子どもの意見をきちっと尊重していただきたいというふうに思うわけであります。

次に、防火水槽の耐震化整備について、伺いたいと思います。

防火水槽は、消火栓、河川、ため池などの水利が確保できない地域に設置をされております。幸田町では、40年以上経過しているのが多数と聞いております。老朽化による漏水などが心配をされます。とりわけ大災害時には、漏水の懸念もされるのではないのでしょうか。

また、防火水槽は、区の要望によって整備をされてきた経過もあり、借地料など、その負担は区費で賄っている状況もあります。

消防水利についての町の考え方を伺いたいと思います。

そこで、消防水利の規準について伺うのが、まず第1点目であります。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 消防水利の規準については、消防水利は、消火栓、防火水槽、プール、河川、池があり、防火水槽では、給水能力が常時貯水量40立方メートル以上、または取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水が可能なものとなっております。これは、一般木造住宅火災1件を鎮火するために水量となっております。

消防水利の配置は、用途地域別で、年間風速は、平均風速が定められており、幸田町の場合は、年間平均風速は2.3メートルであり、4メートル未満のため、近隣商業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域では、半径100メートル、その他の地域、主に住宅地になりますが、半径120メートル以下に設けなければならないと定められております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） それでは、充足率について伺いたいと思います。

消防水利の充足率は、どれくらいありますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 現在の消防水利の充足率は、幸田町は80%となっております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 近年、火事が非常に多くなってきている状況もあるわけですが、また、幸田町におきましては、都市化ではなく、近隣、川もあるし、ため池もあるし、それから水道も全町、きちんとしているわけでありますので、そうした点におきまして、充足率が100%でない理由については、どういう理由があるのか、お伺いしたいというふうに思います。

また、消防水利の規準におきまして、メッシュでたしかやられるというふうにお聞きをしておりますけれども、そうしたところで、このメッシュの中でなかった場合、80%ですので、なかった場合は、どのように整備していくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 議員おっしゃるとおり、消防本部を中心に、メッシュで、先ほど申し上げた用途区分別にしております。

そのメッシュで、529メッシュのうちで、現在、水利が1個以上あるというのが423メッシュ。ですので、106メッシュが、現在、空白地帯となっております。

このような空白地帯を、今後、防火水槽及び消火栓が、まだ開発されていない地域もありますので、順次、水道が通ったりだとか、そういうものがあつたら、消火栓を設置していく。そのような形で、順次、整備をしていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 消防署として、消防水利につきましては、今までは地域の要望に応じて防火水槽を設置してきた経過があるわけですが、幸田町の場合ですと、都市化が進んで、これが水道を引いてありますので、この消火栓という考え方もかなりあるかというふうに思いますし、また、消火栓ですと、割と安価にできていくということもございますし、また、水が途切れることもないということもあるわけですので、その辺のところ、空白の106メッシュのうち、空白地帯は充足率100にするために、空白のところをどのように埋めていく考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 消防本部といたしまして、現在、防火水槽をつくる場合、こちらのほうは平成21年から町有地で作るようになっております。それは、借地解消の意味を含めてということになっております。ですので、町有地がないような場合、まだ各一部局と相談しまして、町道の中に防火水槽を入れるなど、そのような形で防火水槽のほうは考えていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 最近、山林火災も多くなってきております。原因がきちっと、私たち分からないわけですが、山に登っておりますと、水利がないということで、防火用のタンクが置いてあります。幸田町の場合も、結構、山林火災があるわ

けですので、そうしたところでの消防水利、この辺のところもきちんとやっていかなければならないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどのような考え方でやっていくのか、伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 先ほどお話ししたメッシュの中には、消火栓、防火水槽しかカウントをしておりません。

あと、自然水利、河川だとか池、こちらのほうはカウントしていませんので、メッシュの中でも取水可能な河川、池等もありますので、そちらのほうも活用はしていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 幸田町の山林火災で、2日間にわたった山林火災は、これは県のヘリコプターによる消火活動ということで行ってきた経過があるわけですし、そうしたところの水利というのが、確保されていないということもあるわけです。

山林火災になったときには、かなり広範囲になる可能性だってあるわけですので、その辺のところもこれから考えていく必要があるのではなかろうかというふうに思うわけですが、その辺のところをこれから位置づけをしていただきたいなと思います。

次に、現在の防火水槽の数について伺いたいと思います。

全体数のうち、町有地への設置数と民地での設置数について、お答えください。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 先ほどの山林火災の件ですが、山林火災の場合は、名古屋市の航空隊の応援を得ていきます。あと、近隣の須美で起こった火災も、岡崎市、西尾市、蒲郡市の応援もしていただきました。

あと、次の質問の、幸田町内の防火水槽の数ですが、207カ所あります。消防水利で、防火水槽の割合は、他市に比べて幸田町は防火水槽の比率は多いほうになっております。

設置場所については、町有地に94カ所、町有地以外113カ所となり、町有地以外の内訳は、愛知県が3カ所、各区が10カ所、企業が3カ所、土地改良区が3カ所、寺8カ所、神社6カ所、個人が80カ所となっており、全てが無償借地となっております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 民地にも、かなり入っているということで、これが民有地に入っている場合、無償あるいは区が要望して設置したから、区が地主さんにお支払いをしているとか、様々なことがあるわけでありまして。

そこでお聞きするわけでありまして、この防火水槽の年間の維持管理、費用負担については、どのようになっているのか、伺いたいというふうに思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 防火水槽の年間の維持管理につきましては、消防職員が年最低1回、水利を回って点検をしております。

あと、費用につきましては、防火水槽が、水が減水している。そういうときに、補修工事が防水工でありますと1カ所、約150万円で、それでも直らない場合は、防火水

槽の撤去350万円で、作り直しが1,000万円ほどかかるということです。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 年間の維持管理につきましては、年1回、職員が点検をしている。そして、費用負担については、補修にかかる費用だということであります。

それでは、民地への設置につきましては、相続等でもめる原因にもなるということが、いろいろと明らかになってきております。

これは、防火水槽だけではなくて、未登記路線でもそうでありますし、いろいろとそうした相続にかかわる借地問題が出てきているわけであります。

この借地解消ということについて、どのように考えておられるのか伺いたいということですが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 過去の借地防火水槽につきましては、区要望により、設置しております。現在、消防本部では、借地解消のため、新規設置個所は町有地と定め、平成21年以降は、借地による防火水槽はありません。

現在、消防水利の充足率は、先ほどお話ししたように80%であります。消防水利のない地域での、消防水利の整備を第一優先として、100%に近づけていきたいと考えております。

借地解消につきましては、地権者の意向と、区と協議をしていただき、区要望として提出していただいておりますが、消防本部で消防水利確保を最優先に、様々なケース、防火水槽を消火栓に改築、用地を買い取る。または、その話がうまく回らなかった場合は、撤去してお返しすると想定して、交渉、検討しております。

過去に、平成23年、27年、30年と各1基、令和3年には2基、令和4年には1基の借地解消をしております。

本年度も1カ所、借地解消をする計画で動いております。

あと、本年度に地権者から、相続のために土地のお話があり、こちらのほうも、令和6年度に対応するように動いているところであります。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） それぞれ借地解消に申出があった場合等は、変えてきているということですが、先ほど聞いたところによりますと、113基が民地ということがあります。これを少しずつ解消していくということですが、民地の中で、区が要望をしてつくってきた経過があるということから、地権者に対して、区費で支払っているところがあるわけですね。これがどれぐらいあるのか、この辺のところを掴んでおられたらお尋ねしたいと思うわけではありますが、それについては分かりますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 区と地権者との対応ではありますが、消防本部は把握はしておりません。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 消防本部が承知していないということで、区がずっと今まで、地権者に対して支払ってきた経過があるということでもあります。

この防火水槽につきましては、過去には区の要望で設置をしてきたかもしれません。しかしながら、消防水利は幸田町の整備に基づくものであります。とりわけ、充足率が、今、80%という中で、消防におきましては、充足率というのがいろいろ問題になってきております。

これは定員の問題でもあり、車の問題でもあり、様々、水利の問題にもなってくるかと思うわけですが、その一つの消防水利の中で、区民が支払っている状況というのは、これは改善しなければならないというふうに思います。その辺におきまして、改善する考えがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

例えば、私は横落区に住んでおりますけれども、横落の地主さんに、横落区が支払っているとした場合は、横落区が毎年毎年出しているわけですね。この出している借地料は、きちんと町として契約をしながら、そして相続のときにもめないようにしていく、このお考えについて伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 今後、消防本部といたしましては、過去の経緯、各区の事情もありだと思えます。消防本部が主導して、借地解消を各区に要望することは、逆に、区に負担がかかってしまうのではないかと感じております。

理由としましては、借地解消をしていくときに、町がお支払いするとなると、防火水槽の改修用地を含めて、約110平方メートル要ります。それを分筆してもらうだとか、そのような費用もかかってきます。

売っていただけるなら、買い取るということもありますが、町としては、借地解消とっておりますので、借地料を払うのではなく、こちらからは用地の買取、こちらのほうを分筆していただいた土地を買い取ってくる。それが地権者が分筆に応じてくれるか、切り売りの形になりましたので、土地の形が崩れる。そのようなこととか、あと、先ほども言いましたが、代替の消火栓が近くにつくれないというときに、防火水槽の撤去になった場合、地元の水利が減少してしまうというようなことから、現状の申入れがあった防火水槽から、地権者の要望に沿うように、借地解消を進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 私が問題にしているのは、本来、消防水利については、町の整備としてやっていくものであります。それが、例えば借地料として、もともと区の要望でつくったかもしれませんが、それを区民が負担をしていることに問題があると。

借地解消については、これは地主さんの要望とか、いろんな条件があるわけですので、なかなかできないわけですが、ただ区民が負担をしている借地料については、町がやっていくべきではないかということと、それから、相続の関係でもめないように、きちんと消防本部が責任を持って、これは町の施設だというふうに、きちんと位置づけをしていって、そして区民負担ではなく、町の負担としていくと。そのことを申してい

るわけでありますので、その辺は誤解のないようにしていただきたいなというふうに思います。

最後に、この防火水槽の耐震化整備についての考えについて伺いますけれども、いろんな防火水槽があると聞いております。その辺のところ、消火栓に変えるのか、あるいは防火水槽でそのまま引き続きやっていくのか、その辺のところを順番にやっていく必要があるというふうに思いますが、その考えについて伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 借地の問題です。難しい問題でありますので、引き続き、よい解決方法を、他地域の事例を参考に研究していきたいと考えております。

耐震性防火水槽につきましては、震度6弱を耐え得る構造としております。

町内での耐震性防火水槽は141基、非耐震性水槽が66基で、耐震化率は68.1%となっております。今後も引き続き、消防水利の点検等をしっかりしまして、今度、新規に防火水槽を設置する場合は、規格に合う、できれば工事期間が短縮できる2次製品の活用。あと、工事場所が狭い場合は、予算のほうがかかかりますが、現場うちで耐震性防火水槽を設置したいと考えております。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） ありがとうございます。本当に大規模災害が起きたときに、水が漏水して使えなかったということではアウトですので、その辺のところは、きちんと消防の整備率を向上させていく取組でお願いしたいというふうに思います。

次に、河川の草刈りについて伺いたいと思います。

河川や道路ののり面の草刈りは、地元区において、お役として実施をされている現状があります。夏場に草木が繁茂する時期は、毎年、町内一斉に河川愛護として、草刈りが実施をされております。地域によっては、高齢化で年々負担が増え、何とかしてほしいという声が上がっております。とても深刻であります。

とりわけ農村部においては、担当する河川の延長と、高齢化率が高いため、相当の負担がかかり、見直しが必要ではないでしょうか。

河川は1級河川、2級河川、準用河川として、それぞれ管理が国、県、町となっておりますが、河川愛護は関係なく、全町民対象の草刈りが実施をされております。

まず、河川の草刈りの現状について伺うのが、第1点目であります。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 河川の草刈りの現状でございます。

河川の草刈りにつきましては、地域住民及び農家のボランティア等に加え、各行政区で実施、協力いただいております河川愛護活動による草刈りと、愛知県及び幸田町が発注する土木業者での草刈り工事、及び直営作業員、幸田町での親切班による草刈りなどにより、対応をしております。

近年の問題といたしましては、土木業者等の人手不足により、草刈り作業の受入増が困難な状況にあります。

また、兼業農家の増加、団塊の世代の高齢化、草刈機を持参の方が減少しているこ

とによる、作業効率の非効率化が進んでいる状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） この河川の維持管理、草刈りにつきましては、大変な状況が起こっているということが明らかになっているわけでありまして、また、業者におきまして、人手不足ということで、なかなかこれが、河川の管理が行き届かない原因の一つにもなっている状況かと、分かりました。

そこでどうわけでありませけれども、先ほど言いましたように、高齢化によるお役ができなくなっている状況もあるわけでございますが、高齢化の中でも、市街化区域と市街化調整区域での不公平感について、伺いたいと思います。

各行政区において、それぞれの河川名と、総延長あるいは参加人数などについて調査をして、不公平感や負担軽減を改善をする、このことについてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 市街化調整区域にある行政区、それから市街化にある行政区に対します不公平感については、特に市街化調整区域内にある行政区におきましては、対象河川の延長が長く、一人当たりの草刈りの範囲が市街化区域よりも多い傾向にあることは認識をしております。

現状におきまして、河川愛護など、地域の皆様に御理解、御協力なくして、河川の草刈りはできない状況でございます。町といたしましても、業者発注や親切班による支援、一部コンクリート舗装などによる草刈り範囲の減少などの負担軽減対策に努めておりますけれども、今後も各区の皆様には、過度な負担は求めることはできませんが、適度な負担を引き続きお願いしたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 平成17年にできました幸田町の河川図を見ますと、相当、支流があつて、もう数え切れないぐらいあるわけですね。この支流の管理もさることながら、河川愛護で行っている延長が、不公平感があつてはならない。同じ町に住みながら、そうした不公平感が募るということは、これは行政不信に陥るものであります。

それと同時に、人口の少ない区におきましては、これは人口の多い区と比較をいたしますと、区費が非常に高いということで、また出不足金も高い。本当にこれは解消しなければならない問題じゃないんでしょうか。それぞれの区によって、区費は決められているとはいうものの、河川愛護に関わつての出不足金が違うということ、高いということ、さらに草刈りの延長が長いということ、こうした不公平感は、町として解消していく必要があるというふうに思いますけれども、これについての考え方はいかがでしょうか。

やはりきちんと実態を把握をして、そしてそれをどう改善していくかということが必要であるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 議員言われましたとおり、大変、市街化区域と調整区域の草刈作業、延べ延長等の比較といったものを、一部の部分でしてみますと、尾浜川がある横

落区では、大体一人当たり1.26メートル。それから、長嶺区では、相見川、本郷川がございまして、延長が長い状況にもあるということでもあります。

そういった中でありますと、一人当たり39.58メートルということで、大変、比べてみますと、一人当たりの負担の違いはあるということは認識をさせていただいております。

こういった中で、すぐに不公平な状況を解消というのは、なかなか難しいわけでありましてけれども、そういった中で、業者発注であつたり親切班、今、親切班につきましては、年間38日、これは約2カ月間、草刈りに費やしている状況であるということでもありますけれども、こういった支援といったものを使いながら、また、あとは負担軽減ということで、草刈りをする面積をなるべく少なくするというところで、河川の管理道路といったものを、なるべく舗装をしていくとか、今回、須美川で行いました、急な河川のところをコンクリート張りにしたというようなどころもあります。

なるべくできることをやりながら、また地域の皆さんにも御協力いただきながら、進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（藤江 徹君） ここで質問者に申し上げます。発言時間が残り3分ですので、よろしくお願いたします。

併せて理事者にも申し上げます。答弁時間が残り2分ですので、簡単明瞭にお願いいたします。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 各地域では、ボランティアによる草刈りや川の保全、そうしたものが行われておりますけれども、その実態把握をきちんと、町としてつかんでいただきたいと思います。

そしてまた、川をきれいにするというボランティア活動を醸成をさせる必要があるというふうにも思いますし、我が町をきれいにするという取組も必要であります。

そこで、町として、ボランティアの活動の広がりを進めていくためにも、自主活動の推進と、それから支援について伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） ボランティアにつきまして、農家の方などが草刈り等をやっていることは聞いておりますけれども、実態については、把握はしておりません。

それから、ボランティアの活用につきましては、現在、環境意識の高まりにより、環境美化などの関心は高まってきておると思います。そういった中で、河川の管理などについて、意識を高めて、ボランティアなどにつなげていくということは、なかなか難しい課題だと思いますが、方策等を研究してまいりたいと思います。

河川と触れ合い、親しみを持ち、愛着を持っていただけるような取組も、河川管理へのボランティアにつながっていくと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 時間がありませんので、端的に質問をいたします。

私の住んでいる尾浜川、これはボランティアによる清掃活動等もやっております。こ

うした尾浜川におきまして、親水河川として川に親しまれる、そうした整備をしてほしいというのを、長年行ってきて、要望もしてきているわけでありますけれども、ぜひこれが砂防河川でありますので、難しいと言われましたが、しかしながら、この尾浜川は中央小学校の子どもたち、あるいは保育園の子どもたちが水辺で楽しんでおります。そうした子どもたちが、自然環境に触れる取組の一環として、親水河川の整備をすることについて、伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 河川管理者が町である普通河川の尾浜川、光明寺川との合流点より上流につきましては、設置することも可能であるかと思っておりますけれども、浸水ゾーン設置に、新たな用地が必要なため、現場に応じた手法を検討していきます。

なお、河川管理者が愛知県であります一級河川尾浜川と、砂防河川の尾浜川は整備済という位置づけであるため、県により、親水ゾーン等を設置の予定はございません。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） ぜひ、県できちんと研究していただいて、何とか親しめる環境づくり、お願いしたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 親水ゾーンにつきまして、設置について、手法等を検討してまいります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、6月9日金曜日、午前9時から再開します。

本日、一般質問された人は、議会だよりの原稿を6月22日木曜日までに、事務局へ提出をお願いいたします。

長時間、大変お疲れさまでした。

本日は、これにて散会とします。

散会 午後 2時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和5年6月8日

議 長

議 員

議 員